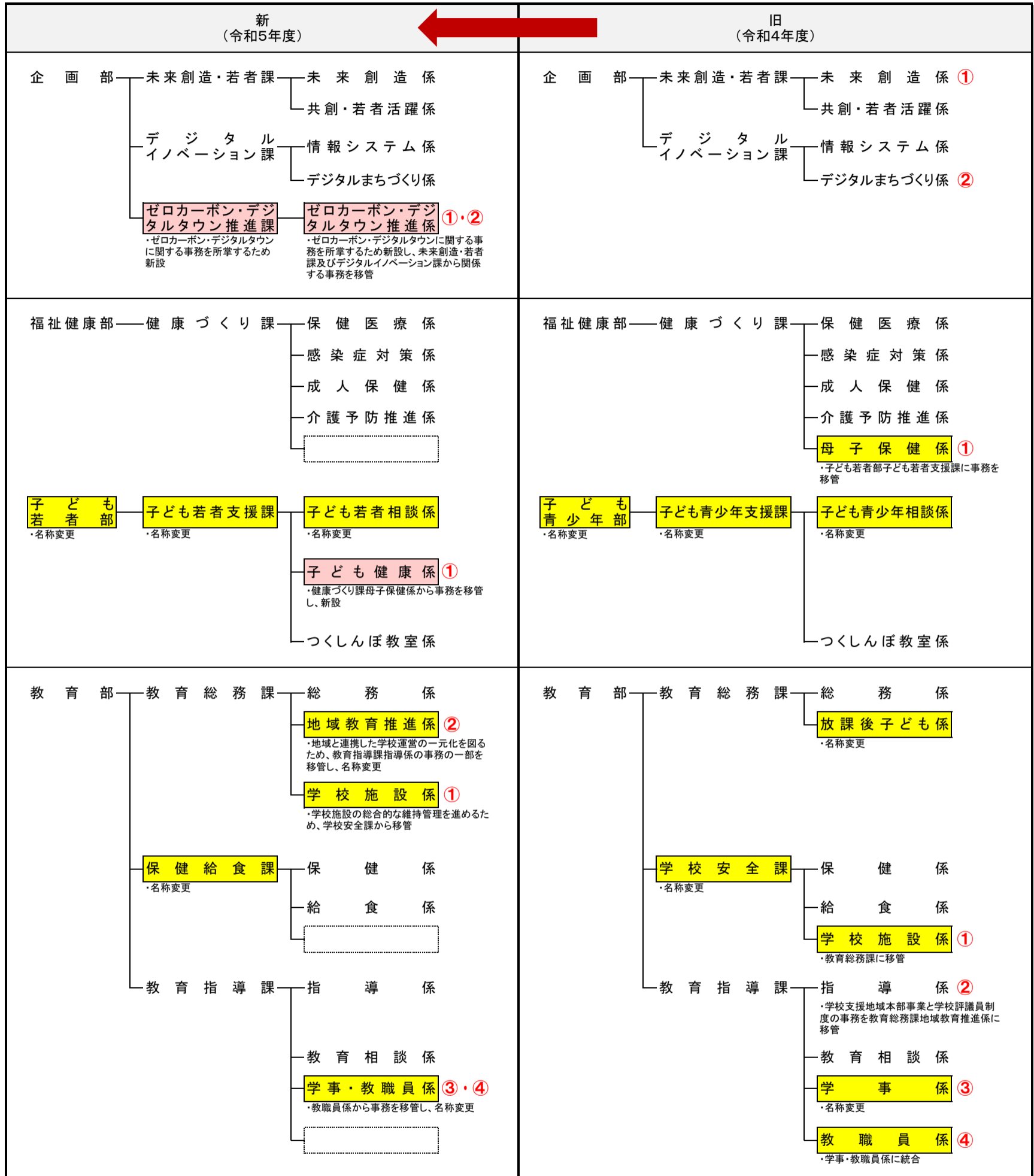
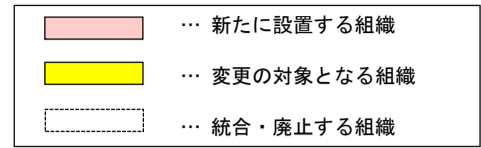


## 総務常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	担 当 課
1	令和5年度組織・機構について	企 画 政 策 課
2	第3次小田原市行政改革実行計画の策定について	
3	地方税統一QRコードによる市税の電子納付について	市 税 総 務 課

令和5年2月16日

# 令和5年度組織・機構について

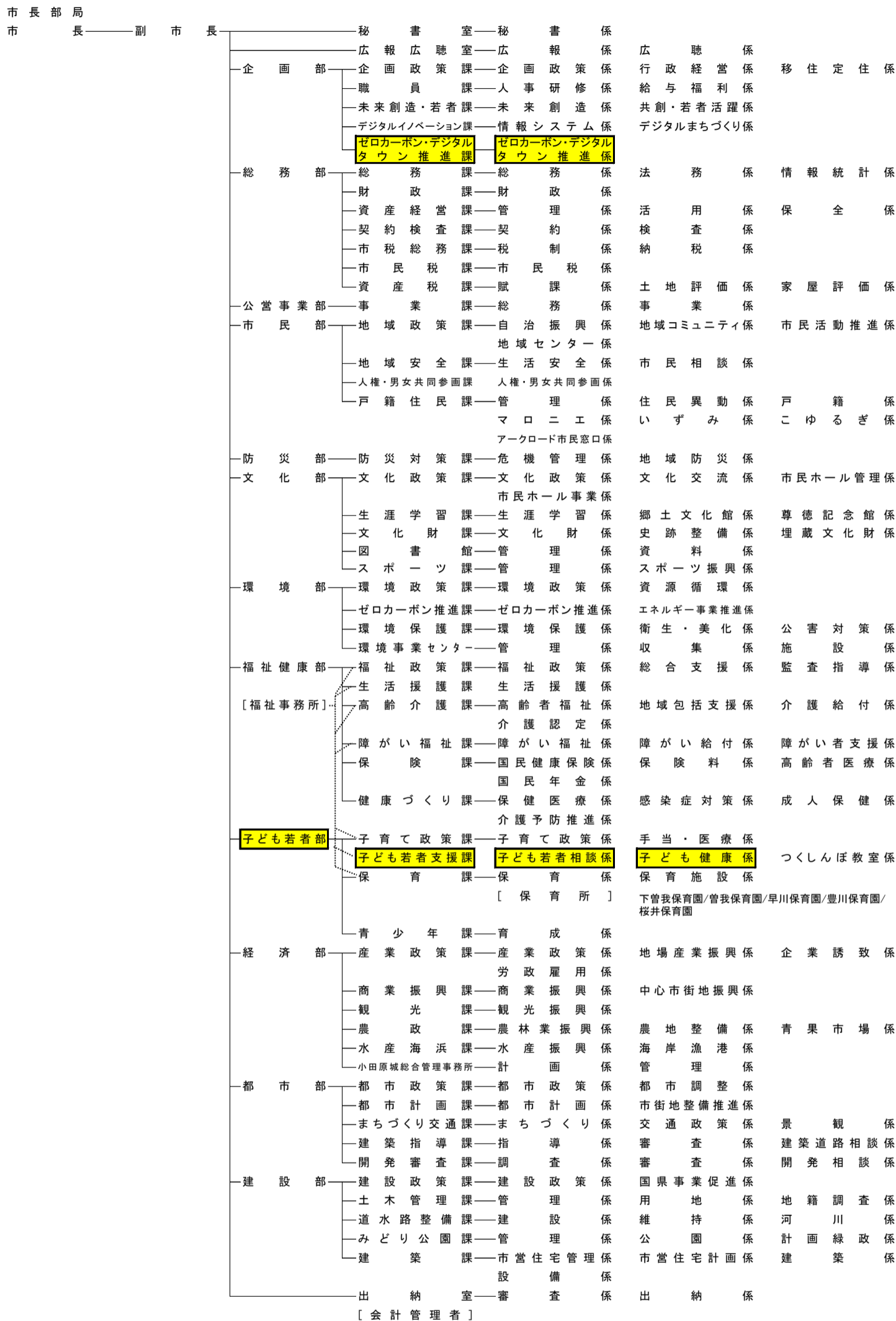


	… 新たに設置する組織
	… 変更の対象となる組織
	… 統合・廃止する組織

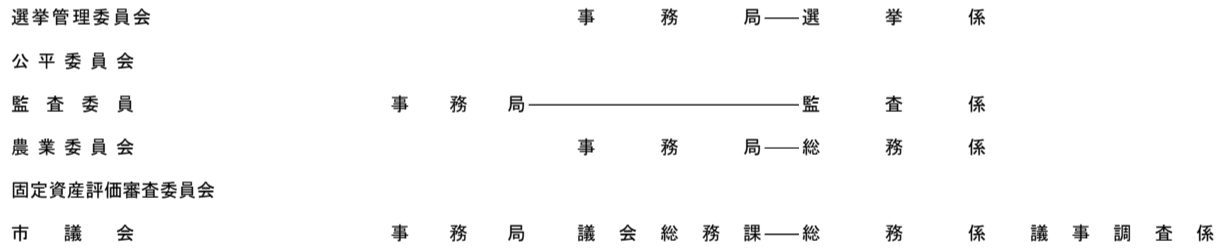
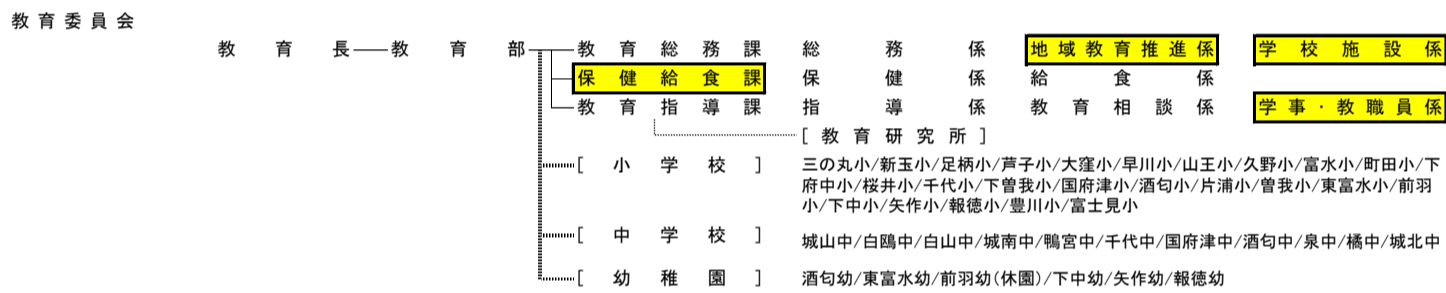
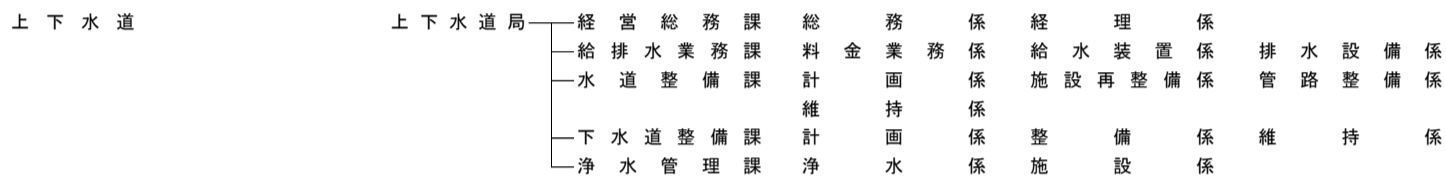
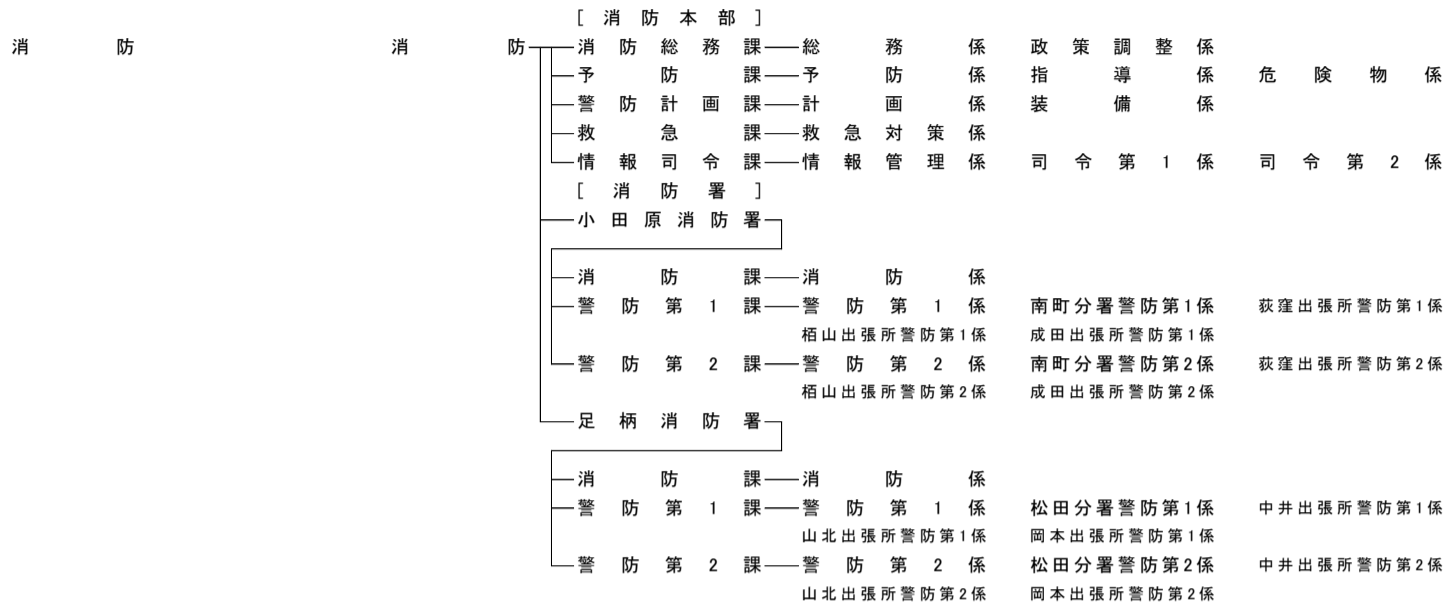
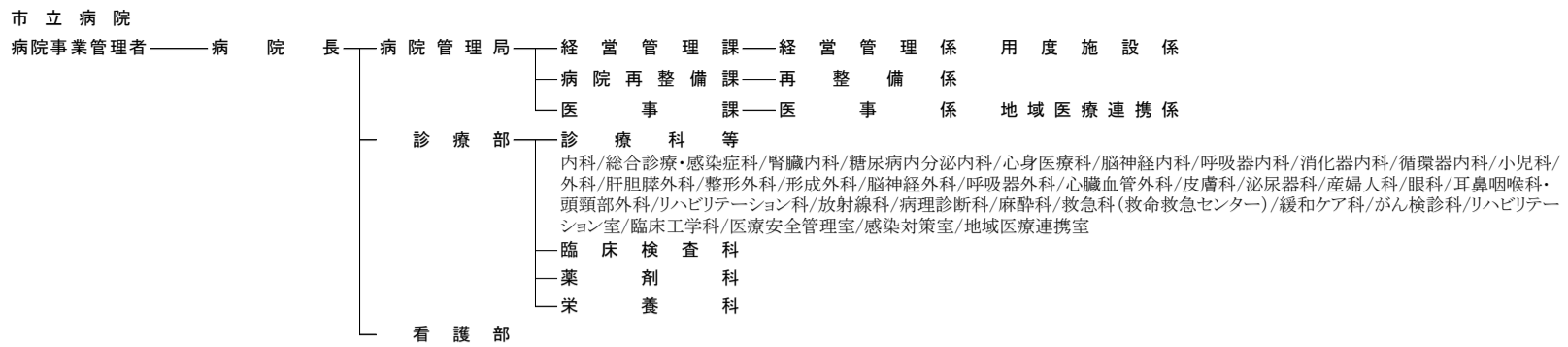
新 (令和5年度)				←	旧 (令和4年度)			
区 分	部・部相当	課・課相当	係		区 分	部・部相当	課・課相当	係
市長部局	12	56	141		市長部局	12	55	140
市立病院	1	3	5		市立病院	1	3	5
消 防	1	11	33		消 防	1	11	33
上下水道	1	5	14		上下水道	1	5	14
教育委員会	1	3	8		教育委員会	1	3	9
選挙管理委員会	—	1	1		選挙管理委員会	—	1	1
公平委員会	—	—	—		公平委員会	—	—	—
監査事務局	1	—	1		監査事務局	1	—	1
農業委員会	—	1	1		農業委員会	—	1	1
固定資産評価 審査委員会	—	—	—		固定資産評価 審査委員会	—	—	—
市 議 会	1	1	2		市 議 会	1	1	2
計	18	81	206	→1課増	計	18	80	206

# 小田原市行政機構図

(令和5年4月1日)



参考資料1-1



区分	部・部相当	課・課相当	係
市長部局	12(12)	56(55)	141(140)
市立病院	1	3	5
消防	1	11	33
上下水道	1	5	14
教育委員会	1	3	8(9)
選挙管理委員会	—	1	1
公平委員会	—	—	—
監査事務局	1	—	1
農業委員会	—	1	1
固定資産評価審査委員会	—	—	—
市議会	1	1	2
計	18(18)	81(80)	206(206)

\* 保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は、左記の数に含まれていない。  
 \* 市立病院の部の数は、診療部、看護部を除く。  
 \* 消防の課の数は、消防署を除く。  
 \* ( )内は、令和4年4月1日の数

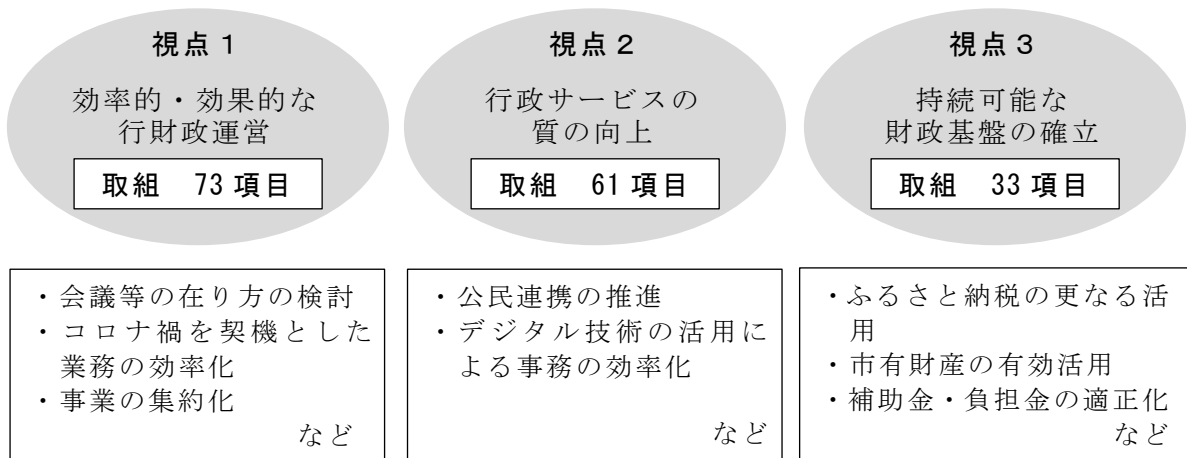
## 第3次小田原市行政改革実行計画の策定について

### 1 第3次小田原市行政改革実行計画の位置付け

本計画は、本市が2030年に目指す将来都市像「世界が憧れるまち“小田原”」を実現するため、まちづくりを着実に進めていくための推進エンジンの一環として、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間の計画期間とし推し進める行政改革の取組をまとめたものである。

### 2 計画の目標と行政改革の視点

「将来を見据えた行財政運営の推進」を目標に、量の改革と質の改革を両輪として、次の3つの視点により進めていく。



### 3 想定効果額

計画期間内での実施に向け調整していく取組を含め、おおむね 20 億円（一般会計のみ）とする。

（単位 千円）

会 計	事業費ベース (①)	人件費ベース (②)	想定効果額 (①+②)
一般会計	1,425,250	569,764	1,995,014
特別会計	25,128	27,393	52,521
企業会計	3,096	5,955	9,051

### 4 市民意見（パブリックコメント）の募集結果

令和4年12月15日から令和5年1月13日までパブリックコメントを実施した結果、1件の意見が提出されたが、本計画に直接関わる意見ではないため、「政策案等と関係ない提出意見」として取り扱うものとする。

## 市民意見（パブリックコメント）の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	第3次小田原市行政改革実行計画
政策等の案の公表の日	令和4年12月15日（木）
意見提出期間	令和4年12月15日（木）から令和5年1月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、企画政策課窓口）

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人

無効な意見提出	0人
---------	----

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	0

### 4 その他政策案等と関係ない提出意見

- ・庁舎等公共施設において、地方自治法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用許可を受け、事務所や窓口を設置している団体のうち、使用料が減額となっている団体はどれくらいあるか。また、使用料の減額をやめ、全額徴収する考えはあるか。

## 第3次小田原市行政改革実行計画

～世界が憧れるまち“小田原”の実現に向けた行財政運営の推進～

(令和5年度～令和9年度)

令和5年(2023年)4月

# 小田原市



# 目次

<b>第1章 概要</b> .....	<b>1</b>
1 実行計画の策定にあたって.....	1
2 行財政運営の現状と課題.....	1
3 行政改革の基本的な考え方.....	4
4 重点推進項目について.....	5
5 行政改革の財政効果額の考え方について.....	6
<b>第2章 取組の内容</b> .....	<b>8</b>
1 取組一覧.....	8
2 具体的な取組の考え方、読み方.....	12
3 具体的な取組.....	13
4 計画期間内の調整案件一覧.....	30
<b>第3章 受益者負担の在り方に関する基本方針</b> .....	<b>32</b>
1 はじめに.....	33
2 受益者負担の適正化の基本的な考え方.....	33
3 見直し対象とする使用料及び手数料.....	34
4 使用料及び手数料算定の基本方針.....	34
5 原価算定の考え方.....	35
6 使用料の算定方法.....	37
7 手数料の算定方法.....	38
8 使用料及び手数料算定にあたり考慮すべき事項.....	39
9 使用料・手数料の見直し方法(現在、使用料及び手数料を徴収しているサービス).....	42
10 消費税及び地方消費税の改正に係る使用料及び手数料への転嫁について.....	43
11 公共施設の駐車場について.....	43

# 第1章 概要

## 1 実行計画の策定にあたって

本市は、第2次行政改革実行計画において「将来を見据えた行財政運営の推進」を掲げ、歳入増・歳出減といった財政効果額の創出に関わる「量の改革」と、行政サービスの質の向上に重きを置いた「質の改革」を両輪に取組を進め、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化による税収の減や扶助費の増、さらには公共施設等の老朽化への対応など、本市を取り巻く行財政運営の課題から、今後も厳しい財政状況が想定されます。

加えて、激甚化する災害やコロナ禍により生じた課題、そして高度化・複雑化した新たな市民ニーズにも真摯に向き合い、行政サービスの質の向上にもさらに注力していくことが必要です。

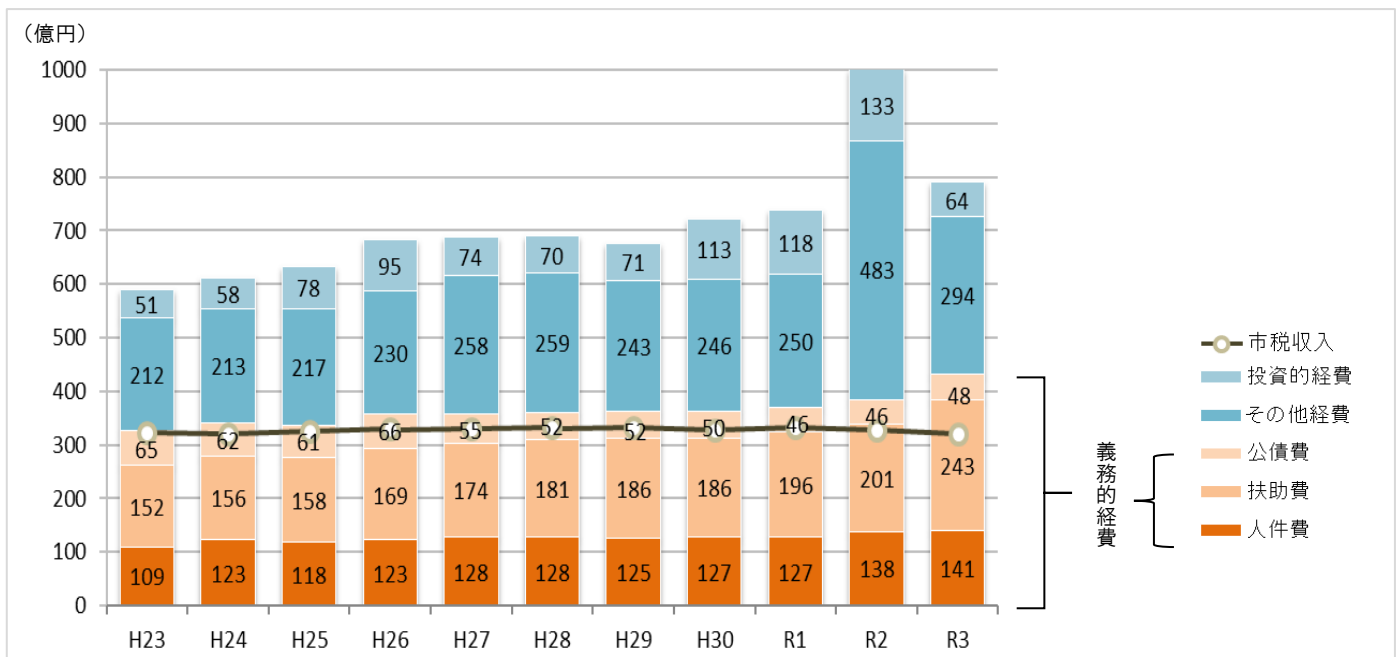
第3次行政改革実行計画においては、これまでの考え方を軸に、新たな視点や手法を取り入れることにより、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズへ柔軟に対応し、効率的な行財政運営を進めます。

## 2 行財政運営の現状と課題

### (1) 財政状況

本市の財政は、人口減少や少子高齢化の進展に伴う社会構造の変化で、市税をはじめとする歳入の大幅な伸びは期待できません。歳出においては、これまでの行政改革の取組により、人件費や公債費の抑制を図ってきましたが、扶助費等の増加に加え、公共施設の更新や大規模事業の進捗等に伴う経費の増加が見込まれます。

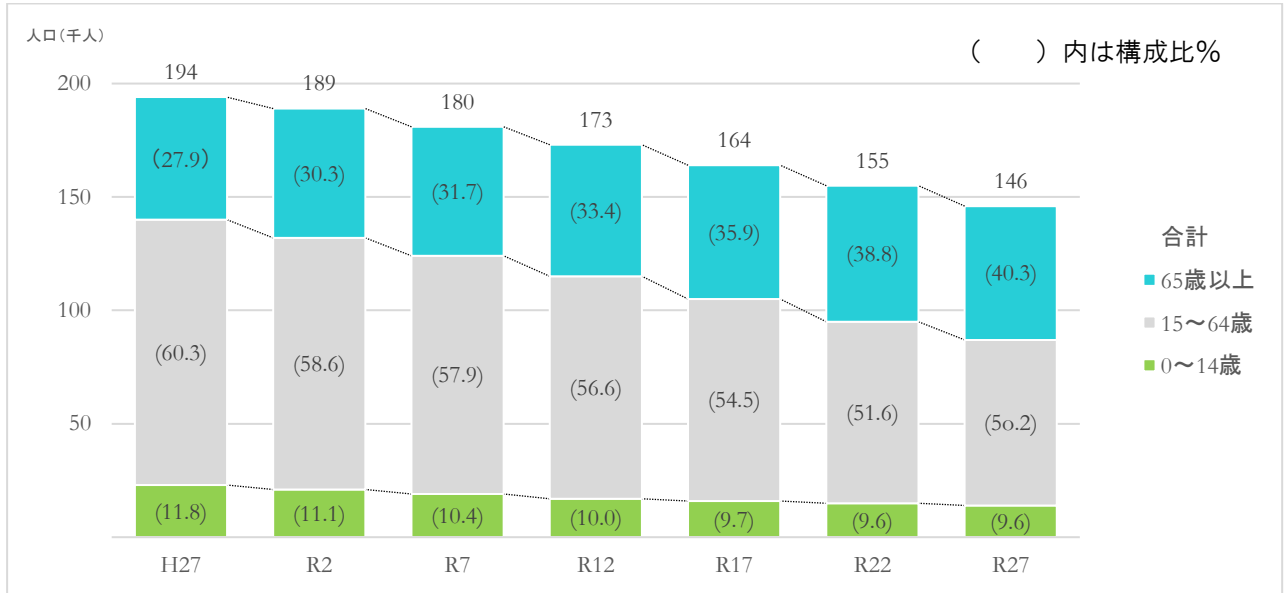
市税決算額の推移、歳出決算額の推移（普通会計）



## (2) 人口の動向

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、平成27年（2015年）から令和27年（2045年）までの30年間に約4.8万人もの人口減少が予測されています。年齢区別の人口構成としては、高齢者人口（65歳以上）が増加を続ける一方で、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少を続ける見込みとなっています。

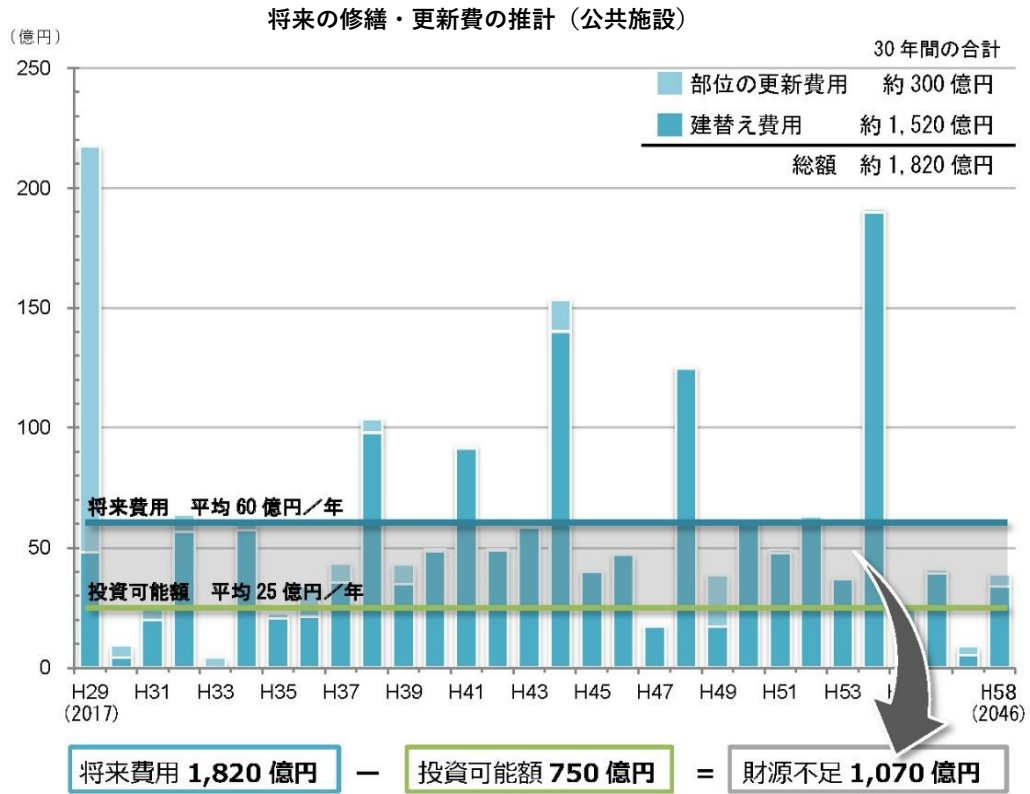
### 小田原市の年齢区別人口



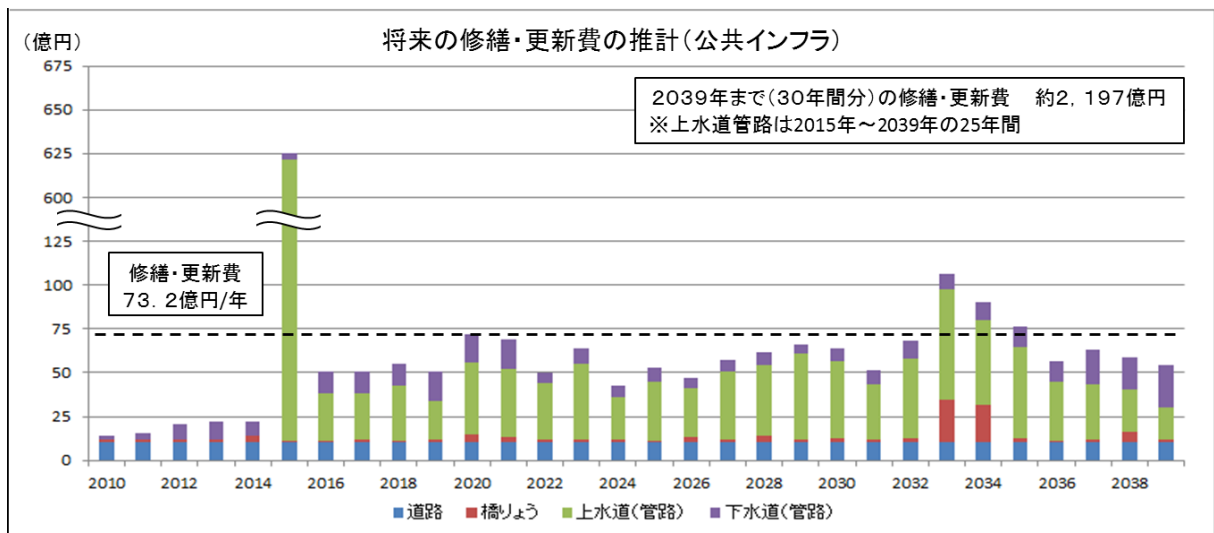
参考：国立社会保障・人口問題研究所

(3) 公共施設等の老朽化

昭和40年代から50年代にかけて集中して整備された多くの公共施設等は老朽化が進み、今後多くの施設が大規模修繕や更新の時期を迎えることから、修繕や更新などに要する経費が急増し、大きな財政負担が生じることが見込まれます。



参考：公共建築物マネジメント基本計画（平成29（2017）年3月）

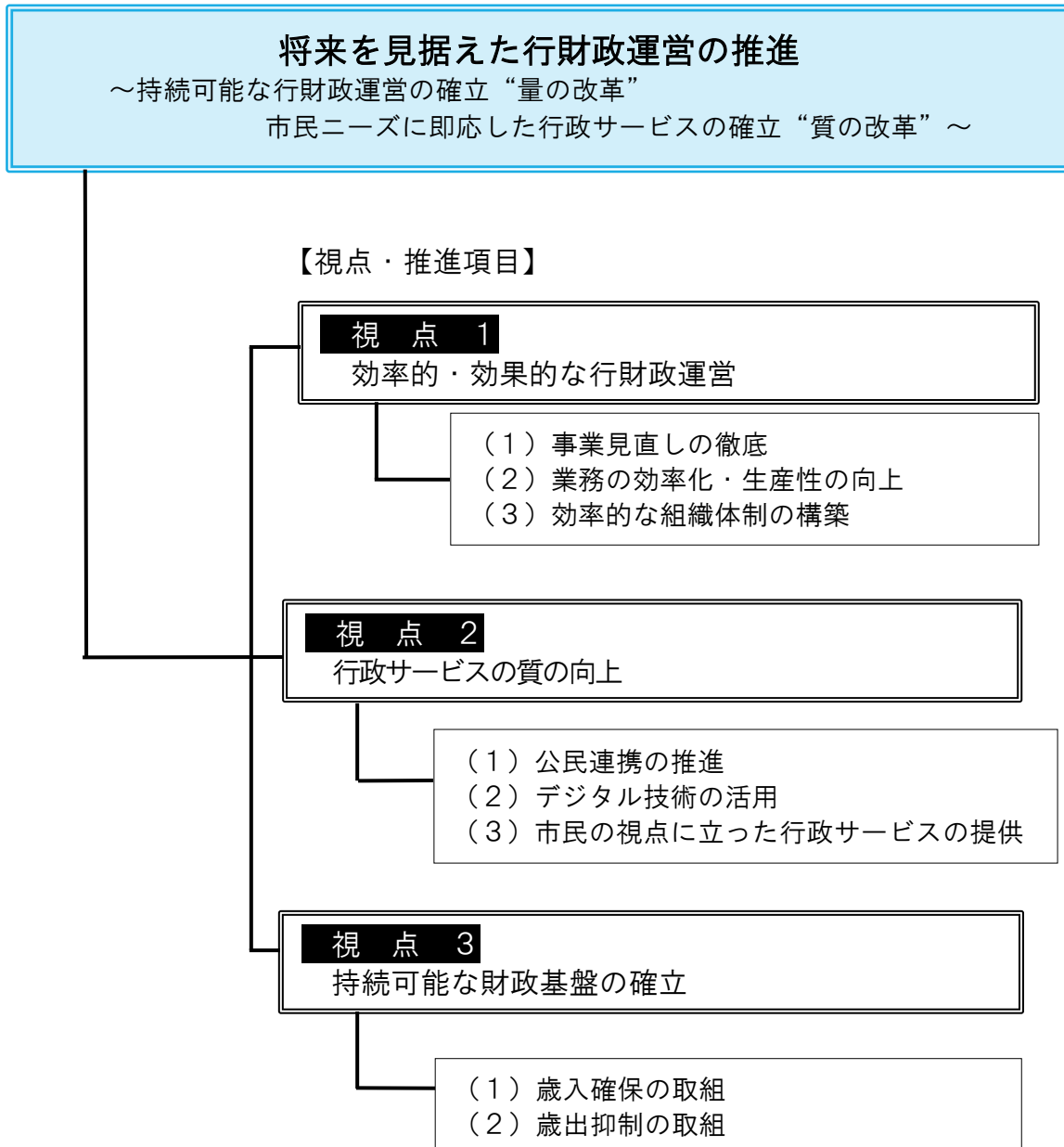


参考：市有施設の管理運営に係る基本方針 改訂版（令和4年3月）

### 3 行政改革の基本的な考え方

#### (1) 行政改革の目標と視点・推進項目

本市が2030年に目指す将来都市像「世界が憧れるまち“小田原”」を実現するため、「将来を見据えた行財政運営の推進」を目標に、市民ニーズ等を的確に把握しつつ、行政経営資源を適切に配分することにより、減量型の改革と質の向上を両立させ、市民満足度の向上を目指します。計画の推進に当たっては、次の3つの視点と8つの推進項目に基づき着実に進めます。



## (2) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。  
※中間年度の令和7年度に改定。

## (3) 推進体制

両副市長を委員長、副委員長とする「小田原市行財政改善推進委員会」を中心に全庁的な行政改革に取り組みます。また、第三者による検証の機会を設けるなど、より客観的な検証や評価の方法について検討します。

## (4) 進行管理と情報の共有

計画の進行管理は、小田原市行財政改善推進委員会において毎年度、検証します。  
市議会への報告及び広報紙やホームページによる情報公開を行い、市民との情報共有を推進します。

## (5) 想定効果額

各取組については目標を設定し、行政改革を推進します。想定効果額は、計画期間内での実施に向け調整していく取組を含め、概ね20億円（一般会計のみ）とします。

(単位 千円)

会計	事業費ベース (①)	人件費ベース (②)	想定効果額 (①+②)
一般会計	1,425,250	569,764	1,995,014
特別会計	25,128	27,393	52,521
企業会計	3,096	5,955	9,051

※事業費ベースとは、取組により見込まれる歳入・歳出から、取組実施に伴う投資的経費を差し引いたもの。

※人件費ベースとは、事務事業の見直しによって削減できる業務量を、人件費に換算したもの。

## 4 重点推進項目について

効果の大きい取組や全庁的に定着させ取り組まなければならない重要な6項目を「重点推進項目」と位置づけ、行政改革を推進します。

① 事業見直しの仕組みの構築

② 公民連携の推進

③ デジタル化の推進

④ 市有財産の有効活用

⑤ 受益者負担の適正化

⑥ 補助金・負担金の適正化

## 5 行政改革の財政効果額の考え方について

各取組について、可能な限り行政改革による財政効果額を算出し、計画を推進していきます。その算出方法等は次のとおりとします。

### (1) 財政効果額の考え方

考え方	具体例
歳入増加額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな広告収入等の確保</li> <li>・ ふるさと納税やクラウドファンディングの積極的な活用</li> <li>・ 事業スキームを見直すことで、より補助率の高い国庫補助金を確保 など</li> </ul>
歳出削減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実績に基づいた事業費の削減</li> <li>・ 対象者が増となる見込みのため、スケールメリットを生かした単価の見直しを行い、経費の増加を抑制</li> <li>・ 発注の方法や基準を見直し、当初計画していた当該年度支出額よりも経費の増加を抑制</li> <li>・ 業務執行方法の見直しによる業務の効率化を図り、これによる業務負担の軽減を人工の減に換算し、人件費を抑制 など</li> </ul>

### (2) 人件費の考え方

事務事業の実施にあたっては、実際に支出した事業費だけでなく、その事務事業に要した人件費も発生しています。事務事業に投じたコストを把握するには、個々の業務に携わった職員の人件費を考慮する必要があります。

そこで、次の式により個々の事務事業にかかる人件費を算出します。

$$\text{個々の事務事業にかかる人件費} = \text{標準給与費} \times \text{その事務事業に携わる職員数}$$

### (3) 財政効果額の測定方法

財政効果額は、取組実施前と取組実施後の決算額との比較により測定します。

**原則1** 計画期間中の行政改革の取組については、計画期間中に限り効果額を計上

**原則2** 財政効果額は、歳入増加額と歳出削減額に分けて算出

**原則3** 取組実施前の年度の決算額を基に事業費で算出

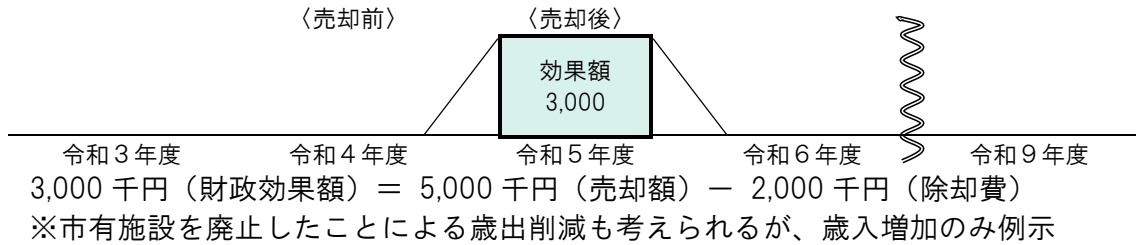
**原則4** 財政効果額は、見直しに伴い増加する経費を差し引いて算出

**原則5** 見直しに伴い職員数（人工）が削減される場合は、その人件費も考慮

(4) 財政効果額の具体的な算出方法

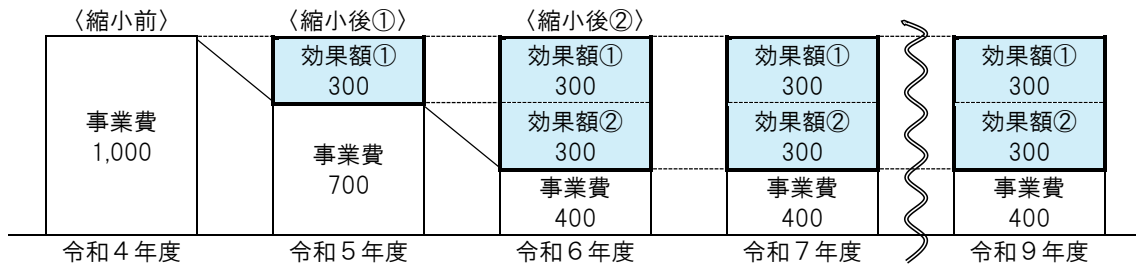
**歳入増加額** 取組実施前の年度と取組実施後の年度との歳入決算額の比較

<例1：市有施設を廃止し2,000千円で建物等を解体撤去、その後5,000千円で土地を売却した場合>

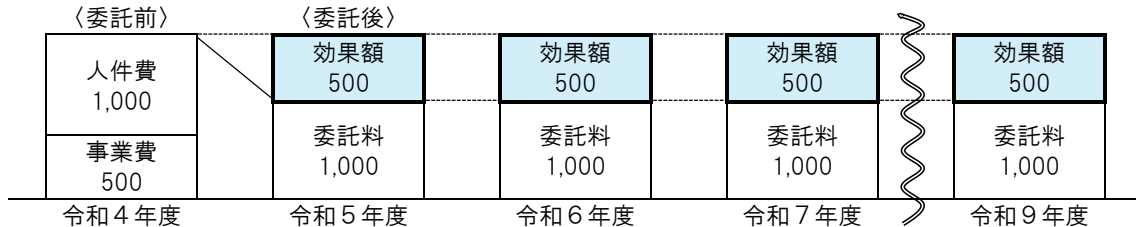


**歳出削減額** 取組実施前の年度と取組実施後の年度との歳出決算額の比較

<例2：令和5年度及び令和6年度に事業を段階的に縮小した場合>



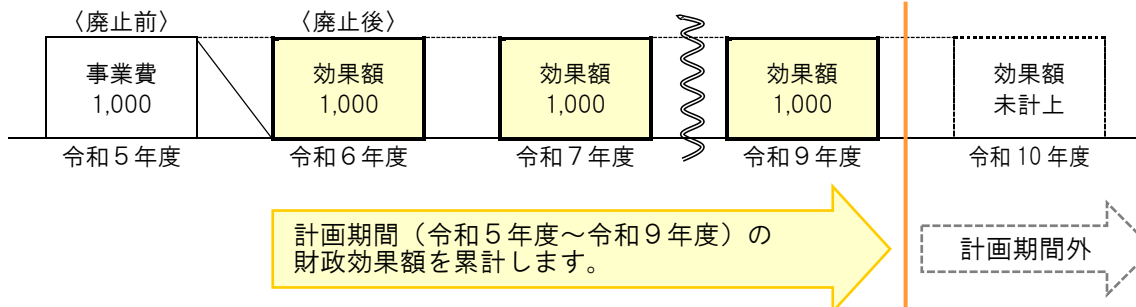
<例3：直営で実施していた事業を令和5年度から委託した場合>



**財政効果額の累計** 計画期間中に実施した取組については、計画期間中に限り、財政効果額を計上

計画期間中に実施した取組については、計画期間の最終年度である令和9年度まで毎年度財政効果額を計上します。

<例4：令和5年度末に施設を廃止した場合>



4,000千円 (財政効果額の累計) = 計画期間中5年間の財政効果額の累計



## 第2章 取組の内容

### 1 取組一覧

【第1章 3行政改革の基本的な考え方】に基づき、体系ごとに取り組項目を設定しています。掲載する項目は、計画期間に進行管理を行っていきます。

視点1 効率的・効果的な行財政運営	41 項目
(1)事業見直しの徹底	16 項目
量の改革	
1 神奈川県西部広域行政協議会の在り方の検討	
2 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の在り方の検討	
3 地球環境保全協定の廃止	
4 子ども・子育て会議の委員数の見直し	
質の改革	
5 サマーレビューの実施による予算編成事務の軽減	
6 電話機能の見直し(業務終了アナウンスの導入)	
7 小田原競輪事業の収益の向上	
8 おだわら市民学校事業の見直し	
9 小田原文学館管理運営事業の見直し	
10 ごみ減量・資源化の推進	
11 市有施設への省エネ・再エネ設備の導入	
12 一般財団法人小田原市事業協会における委託事業の見直し	
13 空き店舗等の利活用促進に係るエリアの拡大	
14 新規就農者に対する市単独事業補助金の見直し	
15 消防団車両・資機材の再整備	
16 小田原市デザインマンホール蓋設置事業の区域拡大・見直し	
(2)業務の効率化・生産性の向上	24 項目
量の改革	
1 職員に対する各種式典の見直し	
2 紙媒体での昇給通知書の見直し	
3 文書管理・電子決裁システムの導入による文書管理事務の効率化	
4 財務会計システムと文書管理システムの連携による収入・支出伝票の電子決裁導入	
5 文化財公開事業の見直し	
6 地球温暖化対策に係る各種普及啓発事業の統合	
7 国民健康保険の限度額適用認定証一斉更新に係る手続き勧奨通知の廃止	
8 つくしんぼ教室行事の見直し	
9 イベント周知に係る逡送便を活用した業務の効率化	
10 パンフレットの定期便化による業務の効率化	
11 小田原市低炭素都市づくり計画の立地適正化計画への統合	
12 公共料金の口座引落の促進	
13 救急蘇生法における各種講習の合理化	
14 上級救命講習における講習時間の合理化	

	15 消防団イベントの見直し	
	16 設計・積算手法の改善(概算数量設計の導入)	
	17 情操教育充実事業の見直し	
	質の改革	
	18 多様な働き方の促進によるワーク・ライフ・バランスの充実	
	19 リモート会議の推奨	
	20 庁内ネットワーク構成機器の見直し	
	21 災害対策本部チーム制の見直し	
	22 農林道等に係る要望等への対応・処理の効率化	
	23 消防職員への教育・研修の効率化	
	24 DBO 事業における情報共有の効率化	
	(3)効率的な組織体制の構築	1 項目
	質の改革	
	1 消防署所の再整備	
<b>視点2 行政サービスの質の向上</b>		<b>50 項目</b>
	(1)公民連携の推進	14 項目
	量の改革	
	1 スマホ教室の運営の見直し	
	2 みんなで消防士さんを応援しよう！プロジェクト事業	
	3 放課後子ども教室の運営の見直し	
	質の改革	
	4 市ホームページへの障がい者アートデザインの活用	
	5 包括管理委託導入による公共施設管理業務の水準向上	
	6 AI等を活用したコンサルティングによる市税等の徴収業務の高度化	
	7 環境保全活動に係るプラットフォーム機能の強化	
	8 地域資源の力を活用した子ども・若者に対する相談支援の実施	
	9 外国人来訪者おもてなし事業の充実	
	10 一般社団法人小田原市観光協会主催事業の拡充	
	11 小中学校の用務業務の在り方を見直し	
	12 学校と地域の連携・協働の推進体制の構築	
	13 ESCO 事業による市内小中学校の照明器具の省エネ化	
	14 期日前投票立会人へ若年層世代を起用	
	(2)デジタル技術の活用	20 項目
	量の改革	
	1 システム導入による職員採用事業の効率化	
	2 RPA・AI-OCR 利用による業務の効率化	
	3 契約事務の効率化	
	4 議事録作成に係る業務の効率化	
	5 生活保護利用者訪問調査の効率化	
	6 生活保護利用者の預貯金調査の効率化	
	7 生活保護費返還金に係る事務の効率化	
	8 防災・発災時におけるタブレット端末の活用による議員への情報提供等	

質の改革	
9	デジタル技術を活用した「書かない窓口」の導入
10	平和啓発事業におけるデジタル化の推進
11	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化
12	課税調査に使用する家屋図面のデジタルデータ化
13	タブレット端末を使用した自治会事務の負担軽減
14	避難行動要支援者名簿と個別避難計画のシステム化
15	国民健康保険被保険者証に係る届出手続きの電子化
16	建築指導に係る窓口業務における電子データ化の推進
17	開発許可履歴の閲覧システム導入による窓口業務の効率化
18	水道スマートメーターの試験的導入
19	小中学校副読本の在り方の検討
20	図工展、美術展、科学展の在り方の検討
(3)	市民の視点に立った行政サービスの提供 16 項目
質の改革	
1	提案型協働事業及び市民活動応援補助金の見直し
2	防災意識向上に向けた研修等の実施
3	市民ホール施設使用料のキャッシュレス化
4	生涯学習センター施設使用料の支払い日の見直し
5	図書館ネットワーク等運営の見直しによる利便性の向上
6	中央図書館の管理運営体制の見直し
7	ごみの分別ガイドの多言語化
8	指定ごみ袋発注方法のデジタル化
9	野猿等対策事業に係るH群全頭捕獲の更なる連携の推進
10	ふれあい収集(戸別収集)の拡大の検討
11	国民健康保険の医療費通知再発行に係る電子申請の導入
12	屋外広告物規制図のデジタル化
13	建築に関する各種規定等情報の提供に係るサービスの向上
14	魅力ある公園づくり
15	放課後児童クラブ運営の充実
16	小中学校就学支援事業等におけるオンライン申請の導入
<b>視点3 持続可能な財政基盤の確立 13 項目</b>	
(1)	歳入確保の取組 6 項目
量の改革	
1	企業版ふるさと納税の積極的な活用に向けた支援サービスの導入
2	広告収入の拡大
3	ふるさと納税(個人版)の積極的な活用
4	ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの実施
5	市営住宅使用料の滞納整理業務の強化
6	緊急消防援助隊登録車両更新に係る補助金の有効活用
(2)	歳出抑制の取組 7 項目
量の改革	
1	庁内会議等におけるペーパーレス化の推進

	2 議案書等のペーパーレス化
	3 防災服の見直し
	4 図書館学習イベント開催事業の見直し
	5 給食調理業務の委託化
	6 片浦中学校統合に伴う通学費補助金の廃止
	7 議会資料のペーパーレス化の推進に伴う用紙等経費の削減

## 2 具体的な取組の考え方、読み方

各取組は、視点別、推進項目別に掲載しています。さらに、本実行計画は、財政効果額を生み出す「量の改革」と、行政サービスの質を向上させる「質の改革」の両輪で進めていくことから、量・質の該当する改革に整理しています。各取組については、それらの趣旨に沿った適切な計画に基づき、進行管理を行っていきます。掲載内容については、次のとおりです。

### 量の改革

No.	取組名	担当課	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	(具体的な取組名)	(担当課名)	※1	(〇〇)
…	…		…	…
5年間の財政効果額累計(目標値)			※2	千円

※1…計画期間5年間で見込まれる取組ごとの財政効果額を記載しています。財政効果額には、事業費ベースと人件費ベースが含まれています。

※2…取組ごとに見込まれる財政効果額の合計を記載しています。

### 質の改革

No.	取組名	担当課
2	(取組名)	(担当課名)
取組概要	(どうやって取組を進めていくのか等の概要を記載)	
目 標	指 標	基 準 値
	(取組の目標とする項目)	(基準となる値) ([令和〇年度])
		目 標 値
		※3

※3…取組を実施することによる目標を記載しています。

## 3 具体的な取組

## 視 点 1 効率的・効果的な行財政運営

## (1) 事業見直しの徹底

社会経済情勢の変化や、初期の目的を達成したもの、また、他自治体基準との比較により事業の見直しを図ります。

## 【量の改革】

No.	取組名	担当課	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	神奈川県西部広域行政協議会の在り方の検討	企画政策課	4,083	R7
2	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の在り方の検討	企画政策課	3,248	R6
3	地球環境保全協定の廃止	ゼロカーボン 推進課	1,588	R6
4	子ども・子育て会議の委員数の見直し	子育て 政策課	90	R7
5年間の財政効果額累計(目標値)			9,009	千円

## 【質の改革】

No.	取組名	担当課
5	サマーレビューの実施による予算編成事務の軽減	財政課 企画政策課
取組概要	翌年度当初予算の政策的経費要求締め切り前に、理事者・事業所管課・企画政策課・財政課が、新規・大規模事業の事業費や実施時期等についての方向性を共有することで、当初予算編成事務の軽減化を図る。	
目 標	指 標	基 準 値
	予算編成事務に係る削減人工数	— [令和4年度]
		目 標 値
		0.5 人工

No.	取組名	担当課
6	電話機能の見直し(業務終了アナウンスの導入)	企画政策課
取組概要	勤務時間外にかかってきた電話については、庁内統一のルールがないため、所属によって対応が異なる。時間外の電話を受けない場合、電話が鳴り続けていても職員が対応しない姿は、市民等来庁者に良い印象を与えないため、時間外の電話対応について庁内統一ルールを定めるとともに、業務終了アナウンスを導入することで、市民等への対応について改善を図る。	
目 標	指 標	基 準 値
	導入率	— [令和4年度]
		目 標 値
		100%

No.	取組名	担当課	
7	小田原競輪事業の収益の向上	事業課	
取組概要	インターネット投票層が車券売上の大半を占めることから、インターネット投票の発売促進が期待できる開催日程の選択や、収益性の高い競輪の開催形態へ移行するほか、効率的な事業運営や老朽化した施設の計画的な修繕に取り組み、競輪事業収益の向上を図ることで、一般会計への繰出しを継続的に行っていく。		
目標	指標	基準値	目標値
	一般会計繰出金	1億円/年 [令和4年度]	1億円/年

No.	取組名	担当課	
8	おだわら市民学校事業の見直し	生涯学習課	
取組概要	総合計画に基づく担い手のニーズを反映させるため、全庁的な調査を行い、課程構成や実施方法なども含めた事業見直しを進め、令和5年度から新しい課程構成での募集を検討する。		
目標	指標	基準値	目標値
	受講者人数	124人 [令和4年度]	126人

No.	取組名	担当課	
9	小田原文学館管理運営事業の見直し	図書館	
取組概要	本市の文学遺産を活用する上での中核施設として、小田原文学館の内容、展示企画等の充実を図るとともに、令和5年度からは、小田原文学館の庭園を整備・活用するため、旧観の復元、建物との調和、美観の向上など修景及び歴史的景観に配慮しつつ、管理機能の強化と安全性を確保するため、庭園整備を進める。		
目標	指標	基準値	目標値
	入館者数	4,500人 [令和4年度]	8,000人

No.	取組名	担当課	
10	ごみ減量・資源化の推進	環境政策課	
取組概要	廃棄物の発生抑制や再使用に重点を置いたごみの減量化を進めるとともに、事業系一般廃棄物についても減量化を進めるための施策を進める。また、生ごみの堆肥化や紙類の分別の徹底などを進め、ごみ処理量に対する資源化率の向上に努める。		
目標	指標	基準値	目標値
	家庭ごみにおける1人1日当たりの燃せるごみ総排出量/資源化率	497(g)/24.9(%) [令和3年度末時点]	469(g)/25.2(%)

No.	取組名	担当課	
11	市有施設への省エネ・再エネ設備の導入	ゼロカーボン推進課	
取組概要	市有施設における省エネ・再エネ設備の導入に向けた検討を支援するとともに、改修の実施に際しても国交付金を財源として活用することで、これら設備の導入を加速させる。		
目標	指標	基準値	目標値
	市役所で実施する事務事業により排出される温室効果ガス	35,900t-CO2 [令和2年度末時点]	27,251t-CO2

No.	取組名	担当課	
12	一般財団法人小田原市事業協会における委託事業の見直し	産業政策課	
取組概要	安定的な行政サービスを提供していくため、事業協会が進めている公益法人化への取組の中で、市からの受託事業等の見直しを進めながら運営基盤の強化を図り、事業協会の今後の在り方を検討する。		
目標	指標	基準値	目標値
	事業協会における公益目的事業比率	46% [令和4年度]	48%

No.	取組名	担当課	
13	空き店舗等の利活用促進に係るエリアの拡大	商業振興課	
取組概要	空き店舗等利活用促進事業は、都市構造再編集中事業に位置付けられており、令和5年度からは箱根板橋エリアにも補助対象を拡大する予定であるため、当該エリアの空き店舗等利活用の促進を図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	補助金の交付件数	— [令和3年度末時点]	6件

No.	取組名	担当課	
14	新規就農者に対する市単独事業補助金の見直し	農政課	
取組概要	新規就農者支援事業の実施により、市外の新規就農者の確保に一定の効果があつたが、現行の制度を見直し、今後は市民やUターン者に対する支援も考慮した新たな補助制度を構築する。		
目標	指標	基準値	目標値
	新規就農者数	71人 [令和4年度]	111人

No.	取組名	担当課	
15	消防団車両・資機材の再整備	消防課	
取組概要	消防団体制の在り方について議論した、消防団主体による検討委員会からの提言を踏まえ、装備品の統一及び団員の安全確保を図るため、消防庁告示「消防団の装備の基準」に従い、資機材及び安全装備品の整備を段階的に進める。消防車両についても、更新計画に従い計画的に更新する。		
目標	指標	基準値	目標値
	消防団装備の基準充足率	20% [令和4年度]	50%

No.	取組名	担当課	
16	小田原市デザインマンホール蓋設置事業の区域拡大・見直し	下水道整備課	
取組概要	民間提案による自由なデザインのマンホール蓋を配置することで、下水道への理解や関心が高まり、また、観光客等の人気を集めている。小田原駅周辺のエリアを対象に設置が進んできたこと、また、エリア対象外からの要望があることを踏まえ、区域の見直しを検討する。		
目標	指標	基準値	目標値
	デザインマンホール蓋設置数	15個 [令和4年度]	25個



## (2)業務の効率化・生産性の向上

コロナ禍により、実施方法や内容を工夫して取り組んできたものは引き続き実施するとともに、イベント・啓発事業については、必要性を精査したうえで廃止・縮小等を検討します。

## 【量の改革】

No.	取組名	担当課	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	職員に対する各種式典の見直し	職員課	9,925	R5
2	紙媒体での昇給通知書の見直し	職員課	1,176	R6
3	文書管理・電子決裁システムの導入による文書管理事務の効率化	総務課	5,480	R5
4	財務会計システムと文書管理システムの連携による収入・支出伝票の電子決裁導入	財政課 出納室	10,851	R7
5	文化財公開事業の見直し	文化財課	1,588	R6
6	地球温暖化対策に係る各種普及啓発事業の統合	ゼロカーボン 推進課	2,895	R5
7	国民健康保険の限度額適用認定証一斉更新に係る手続き勧奨通知の廃止	保険課	2,166	R5
8	つくしんぼ教室行事の見直し	子ども青少年 支援課	4,035	R5
9	イベント周知に係る通送便を活用した業務の効率化	観光課	1,985	R5
10	パンフレットの定期便化による業務の効率化	観光課	1,985	R5
11	小田原市低炭素都市づくり計画の立地適正化計画への統合	都市政策課	794	R5
12	公共料金の口座引落の促進	出納室	3,837	R5
13	救急蘇生法における各種講習の合理化	救急課	1,985	R5
14	上級救命講習における講習時間の合理化	救急課	3,970	R5
15	消防団イベントの見直し	消防課	1,985	R5
16	設計・積算手法の改善(概算数量設計の導入)	下水道 整備課	5,955	R5
17	情操教育充実事業の見直し	教育指導課	4,672	R6
5年間の財政効果額累計(目標値)			65,284	千円

## 【質の改革】

No.	取組名	担当課
18	多様な働き方の促進によるワーク・ライフ・バランスの充実	企画政策課 職員課 デジタルイノベーション課
取組概要	自宅や介護先でも勤務可能とすることで、多様な働き方を促進し、働きやすい職場環境を構築する。また、会議等についても、自宅や介護先からのリモート参加を積極的に取り入れる。	
目標	指標	基準値
	リモート用パソコンの使用率	27.3% [令和3年度末時点]

No.	取組名	担当課
19	リモート会議の推奨	企画政策課 消防総務課 監査事務局
取組概要	庁外に勤務する職員が、本庁舎等で開催される会議に参加する場合、往復の移動時間を要する。この移動時間を削減するほか、どこにいても会議に参加できる環境を整えるため、リモート会議を積極的に取り入れる。	
目標	指標	基準値
	リモート参加導入会議数に対する リモート参加率	— [令和4年度]

No.	取組名	担当課
20	庁内ネットワーク構成機器の見直し	デジタルイノベーション課
取組概要	仮想デスクトップの技術を利用することで、分離されている個人番号利用事務系とLWAN接続系のネットワーク環境を、1台のパソコンで接続できるよう、庁内ネットワークの構成機器を見直す。	
目標	指標	基準値
	仮想デスクトップ環境利用端末台数	— [令和4年度]

No.	取組名	担当課
21	災害対策本部チーム制の見直し	防災対策課
取組概要	業務の見直しを行うとともに、必要なところに必要な人員を配置し、効率的に業務が進められるよう、災害対策本部のチーム制を見直す。	
目標	指標	基準値
	職員各自の部局の業務内容把握率	— [令和4年度]

No.	取組名	担当課
22	農林道等に係る要望等への対応・処理の効率化	農政課
取組概要	農林道や用排水路、水門などに係る市民等からの要望等について、緊急性が高いものに対して迅速に対応するため、通常の案件については、曜日を定め、まとめて現地確認等を行うなど効率化を進めるほか、職員の業務量の平準化を図る。	
目標	指標	基準値
	緊急性の高い要望等の処理件数	80件 [令和4年度]

No.	取組名	担当課	
23	消防職員への教育・研修の効率化	消防総務課	
取組概要	各署所からの出向状況及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、消防職員の新任研修等について、オンラインによる開催を検討する。あわせて、定年延長に伴い、役職定年を迎える職員への研修・教育についてオンラインによる開催を検討する。		
目標	指標	基準値	目標値
	リモート参加導入研修数に対する リモート参加率	— [令和4年度]	50%

No.	取組名	担当課	
24	DBO※事業における情報共有の効率化	水道整備課	
取組概要	高田浄水場再整備事業において、民間事業者との図面や書類のやり取りなどの時間及び労力の省力化を図るため、「クラウドストレージサービス」の導入に向け検討する。 ※DBOとは公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式のこと。		
目標	指標	基準値	目標値
	システム運用実施時期	— [令和4年度]	令和6年3月

### (3) 効率的な組織体制の構築

施設等の適正な配置により、効率的な組織体制を構築します。

#### 【質の改革】

No.	取組名	担当課	
1	消防署所の再整備	消防総務課	
取組概要	消防署所の再整備により消防力を適正に配置することで、消防需要に対応した効果的・効率的な消防体制を構築する。		
目標	指標	基準値	目標値
	再整備により適正配置した署所数	— [令和4年度]	1施設

## 視点2 行政サービスの質の向上

### (1) 公民連携の推進

民間事業者等の力を積極的に取り入れ、市の各施策分野等に活かします。

#### 【量の改革】

No.	取組名	担当課	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	スマホ教室の運営の見直し	デジタルイノベーション課	3,573	R7
2	みんなで消防士さんを応援しよう！プロジェクト事業 (民間提案制度採択事業)	消防総務課	2,250	R5
3	放課後子ども教室の運営の見直し	教育総務課	2,779	R7
5年間の財政効果額累計(目標値)			8,602	千円

#### 【質の改革】

No.	取組名	担当課
4	市ホームページへの障がい者アートデザインの活用	広報広聴室
取組概要	市ホームページに、障がいのある方が制作したアートデザインを使用する。(民間提案制度採択事業)	
目標	指標	基準値
	障がい者アートデザインが使用されたページ数	— [令和4年度]
		目標値
		100 ページ

No.	取組名	担当課
5	包括管理委託導入による公共施設管理業務の水準向上	資産経営課
取組概要	令和4年度現在の各所管課等で個別に発注している公共施設に係る保守管理業務を包括的に委託することにより、公共施設の管理における業務水準の向上と維持修繕工事の優先度付けのための点検データの集積を図る。	
目標	指標	基準値
	包括管理委託事業者による付加価値提案の達成率	— [令和4年度]
		目標値
		100%

No.	取組名	担当課
6	AI等を活用したコンサルティングによる市税等の徴収業務の高度化	市税総務課
取組概要	AI※・BI※のデジタル技術を用いたコンサルティングを受けながら市税等の徴収業務を行うことで、収納率の向上と職員の業務の効率化を図る。(民間提案制度採択事業) ※AI…人工知能、BI…ビジネスインテリジェンスの略。蓄積されたデータを分析し、その結果を可視化する仕組み。	
目標	指標	基準値
	現年度収納率の向上	99.11% [令和4年度予算作成時]
		目標値
		99.41% [令和8年度末]

No.	取組名	担当課	
7	環境保全活動に係るプラットフォーム機能の強化	環境政策課	
取組概要	環境団体・企業・個人の連携・協働を支援し、環境との共生に向けた市民活動の活性化を目指す組織である「おだわら環境志民ネットワーク」の機能強化を図るため、法人化を含めた組織形態について検討する。		
目標	指標	基準値	目標値
	地域循環共生圏の構築に向けた取組数	— [令和4年度]	5件 [令和6年度]

No.	取組名	担当課	
8	地域資源の力を活用した子ども・若者に対する相談支援の実施	子ども青少年支援課	
取組概要	子どもや若者の相談に対し、地域が身近な相談役として円滑に対応できるよう、要保護児童対策地域協議会を活用し、地域の相談体制を支援していく。		
目標	指標	基準値	目標値
	実務担当者会議参加機関数	10 機関 [令和4年度]	25 機関

No.	取組名	担当課	
9	外国人来訪者おもてなし事業の充実	観光課	
取組概要	外国人来訪者に対し、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」を前提とした事業展開について、コロナ禍以前から連携していた(一社)小田原市観光協会(DMO※)及び(株)小田原ツーリズム(DMC※)と検討し、受け入れ態勢を整えていく。 ※DMO・・・地域の多様な関係者を巻き込みつつ、マーケティングの手法を取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる組織のこと。 ※DMC・・・地域の資源を生かした観光地経営を主導し、データ分析や戦略づくり、旅行商品の開発や販売を行う観光地経営会社のこと。		
目標	指標	基準値	目標値
	小田原駅観光案内所 外国人観光客利用者数	11,300 人 [平成 29～令和元年度の平均値]	15,000 人

No.	取組名	担当課	
10	一般社団法人小田原市観光協会主催事業の拡充	観光課	
取組概要	コロナ禍における経験を踏まえ、既存のイベントについては、開催可能となる形に開催方法を変えながら実施するほか、まち歩き企画などの長期分散型で開催可能な事業を展開するなど、(一社)小田原市観光協会(DMO)と連携を図りながら常時誘客の増加を図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	観光協会主催事業の総入込客数	1,068,000 人 [令和3年度実績]	2,100,000 人

No.	取組名	担当課	
11	小中学校の用務業務の在り方の見直し	教育総務課	
取組概要	小中学校に配置している用務員については、現在、小学校 25 校、中学校 6 校の合計 31 校で、指名競争入札による業務委託(単年度)を行っているが、令和5年度から導入する包括管理業務委託に移行し、業務を分担するなど更なる効率化を図る。また、会計年度任用職員を配置している中学校 5 校については、現在の職員が退職する場合、新規雇用による補充は行わず、順次包括管理に移行することを検討する。		
目標	指標	基準値	目標値
	用務業務を委託する学校数	36 校中 31 校 [令和4年度]	36 校中 33 校

No.	取組名	担当課	
12	学校と地域の連携・協働の推進体制の構築	教育総務課	
取組概要	学校・家庭・地域が抱える課題を地域ぐるみで解決するため、学校運営協議会や地域学校協働本部を整備し、地域住民の力を学校運営に生かせる体制づくりを進める。また、教員不足も深刻となる中、地域学校協働本部設置の準備として、教育委員会へ人材登録していただき、多くの方々が学校に協力し課題解決に取り組んでいただく仕組みをつくる。		
目標	指標	基準値	目標値
	人材登録実施校数	— [令和4年度]	15校

No.	取組名	担当課	
13	ESCO 事業による市内小中学校の照明器具の省エネ化	学校安全課	
取組概要	電気料金及び維持管理費を削減した経費で実施する ESCO 事業により、市内小中学校の主な諸室の照明を一斉にLED化する。(民間提案制度採択事業)		
目標	指標	基準値	目標値
	主な諸室のLED照明改修率	5% [令和4年度]	100%

No.	取組名	担当課	
14	期日前投票立会人へ若年層世代を起用	選挙管理委員会事務局	
取組概要	近年、各種選挙の投票率が低い水準にあり、中でも若い世代の投票率が低くなっていることから、期日前投票の投票立会人に新有権者等若年層世代を起用することにより、若年層の選挙や政治に対する意識の高揚を図り、投票率の向上につなげていく。		
目標	指標	基準値	目標値
	期日前投票立会人における若年層世代の割合	0% [令和4年度]	30%

## (2) デジタル技術の活用

小田原市 DX 推進計画に基づき、行政内部のデジタル化や地域の実情を踏まえた市民生活のデジタル化を図ります。

### 【量の改革】

No.	取組名	担当課	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	システム導入による職員採用事業の効率化	職員課	970	R5
2	RPA※・AI-OCR※利用による業務の効率化	デジタルイノベーション課	1,191	R7
3	契約事務の効率化	契約検査課	108	R5
4	議事録作成に係る業務の効率化	企画政策課 デジタルイノベーション課	4,368	R5
5	生活保護利用者訪問調査の効率化	生活援護課	1,717	R7
6	生活保護利用者の預貯金調査の効率化	生活援護課	7,272	R8
7	生活保護費返還金に係る事務の効率化	生活援護課	563	R7
8	防災・発災時におけるタブレット端末の活用による議員への情報提供等	議会総務課	3,970	R5
5年間の財政効果額累計(目標値)			20,159 千円	

※RPA・・・ロボティックプロセスオートメーションの略。これまで人間のみが対応可能と想定されていた作業等を、技術を活用して代行・代替する取組。

※AI-OCR・・・AIの学習機能を活用し、手書き文字等を認識できるようになる仕組み。

### 【質の改革】

No.	取組名	担当課
9	デジタル技術を活用した「書かない窓口」の導入	デジタルイノベーション課
取組概要	窓口における申請等の手続きについては、手続き時間の短縮化や、職員による申請内容入力事務の負担が課題となっていることから、窓口の支援システムや、AI・RPA、事前申請システム等のデジタル技術を活用して「書かない窓口」を実現し、行政サービスの向上と職員の働き方改革の実現を図る。	
目標	指標	基準値
	書かない窓口の導入割合	— [令和4年度]

No.	取組名	担当課
10	平和啓発事業におけるデジタル化の推進	総務課
取組概要	「学校訪問講話会」「市内戦争遺跡巡り」など、実地に被災者の体験などを見聞きする事業は、時間の経過とともに実施が難しくなっている。このため、関係団体等との連携を図りつつ、デジタル技術を活用し、本市の戦争遺跡やそれにまつわる体験などが失われることがないように、映像等のデジタルアーカイブ化とインターネットなどによる柔軟な活用を図る。	
目標	指標	基準値
	小中学校での活用率	— [令和4年度]

No.	取組名	担当課	
11	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化	市民税課	
取組概要	特別徴収税額通知(納税義務者用)については、紙(圧着式)の通知書を特別徴収義務者に送付しているが、電子的送付の同意があった特別徴収義務者に対し、eLTAX(地方税ポータルシステム)を活用して電子送付することで、特別徴収義務者が同通知を納税義務者(社員等)に電子交付できるようにする。		
目標	指標	基準値	目標値
	電子的送付利用率	— [令和4年度]	20%

No.	取組名	担当課	
12	課税調査に使用する家屋図面のデジタルデータ化	資産税課	
取組概要	建物を課税するための調査を実施した際に作成した家屋見取図調査書は、現在、紙媒体により保管され、老朽化した庁舎の雨漏り等による汚損や、災害発生による消失の危険と隣り合わせの状態である。課税の基礎資料である家屋見取図調査書を消失の危機から回避するとともに、データ化による利便性向上を図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	家屋見取図調査書のデジタルデータ化率	— [令和4年度]	100%

No.	取組名	担当課	
13	タブレット端末を使用した自治会事務の負担軽減	地域政策課	
取組概要	令和3年度に実施した「自治会事務におけるデジタル技術の活用に係るアンケート」の結果を基に、自治会役員間の連絡や会議資料の作成、情報共有などにデジタル技術を活用し、自治会事務の省力化や負担軽減につなげる。		
目標	指標	基準値	目標値
	行政との連絡にデジタル技術を活用する自治会の割合	— [令和4年度]	80%

No.	取組名	担当課	
14	避難行動要支援者名簿と個別避難計画のシステム化	福祉政策課	
取組概要	令和3年5月の災害対策基本法等の改正に伴い、個別避難計画作成が市町村の努力義務とされるなど、避難行動要支援者の支援対策が強化されたことから、システムを導入し、名簿登載者約2,600人の個別避難計画をデータ管理する。		
目標	指標	基準値	目標値
	個別避難計画作成数	7計画 [令和4年度]	220計画

No.	取組名	担当課	
15	国民健康保険被保険者証に係る届出手続きの電子化	保険課	
取組概要	国民健康保険加入・脱退の届出や限度額適用認定証交付申請手続き等、現在、紙媒体で手続きをしているものについて、タブレット端末等を使用した手続きとし、既存の各種情報や手続き内容情報の突合と基幹業務システムへの入力を自動的にできるようにする。		
目標	指標	基準値	目標値
	手続きの電子化率	— [令和4年度]	100%



No.	取組名	担当課	
16	建築指導に係る窓口業務における電子データ化の推進	建築指導課	
取組概要	位置指定道路図及び建築基準法第43条第2項道路同意書の証明発行業務については、要望の際に文書保管場所から紙媒体を持ち出し、コピーしている状況であり、相応の手間と時間を要している。また、古い紙媒体は著しく劣化が進んでおり、出し入れを繰り返すうちに消失する可能性もある。このことから、紙媒体を電子データ化することにより、これらの問題を解決し、窓口における対応時間を短縮することで行政サービスを向上するほか、職員の負担軽減を図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	窓口業務にかかる時間	12分/回 (480分/月) [令和4年度]	3分/回 (120分/月)

No.	取組名	担当課	
17	開発許可履歴の閲覧システム導入による窓口業務の効率化	開発審査課	
取組概要	来庁者が、開発許可の履歴について確認する場合、職員が明細地図に手書きで開発許可区域を落とし込んだプロット図を用いて確認しており、場所を探す時間を要していることから、開発許可情報を地図上にプロットしたシステムを導入し、窓口を設置する端末で来庁者自身が検索できるようにするとともに、対面機会と対応時間等の縮減を図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	窓口業務にかかる時間	10分/回 (128時間/年) [令和4年度]	5分/回 (64時間/年)

No.	取組名	担当課	
18	水道スマートメーターの試験的導入	給排水業務課	
取組概要	水道メーターについて、直接目視しなくても使用水量を把握できる「スマートメーター」が開発・実用化されているが、その実効性等を検証し、将来的な導入の是非の判断材料とするため、試験的な導入を行う。		
目標	指標	基準値	目標値
	設置箇所数	— [令和4年度]	10か所

No.	取組名	担当課	
19	小中学校副読本の在り方の検討	教育指導課	
取組概要	教育研究所で刊行している小中学校副読本(小田原の自然、郷土読本「おだわら」、わたしたちの小田原等)の在り方やデジタル化について検討を行う。		
目標	指標	基準値	目標値
	デジタル化した副読本	— [令和4年度]	2種

No.	取組名	担当課	
20	図工展、美術展、科学展の在り方の検討	教育指導課	
取組概要	デジタル化の進展や感染症への対応の観点から、小学校の図工展、科学展、中学校の美術展、科学展の在り方やオンライン開催について検討を行う。		
目標	指標	基準値	目標値
	オンライン開催展示実施件数	1件 [令和4年度]	2件

## (3) 市民の視点に立った行政サービスの提供

市民の視点に立った行政サービスを提供することで、サービスの質の向上を図ります。

## 【質の改革】

No.	取組名	担当課	
1	提案型協働事業及び市民活動応援補助金の見直し	地域政策課	
取組概要	市民活動団体の活動を資金面で応援する補助金制度において、市民活動団体がより活用しやすく、また、多様な主体との連携により、市民活動団体のより活発で持続的な活動につなげるため、補助金制度の見直しを図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	補助金申込金額	1,400千円 [令和4年度]	2,000千円

No.	取組名	担当課	
2	防災意識向上に向けた研修等の実施	防災対策課	
取組概要	地域などで実施している防災教室をプッシュ型で行うほか、市職員に対する防災講話などを実施し、防災意識の向上を図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	プッシュ型防災教室の年間実施回数 (市内全26地区)	— [令和4年度]	26回

No.	取組名	担当課	
3	市民ホール施設使用料のキャッシュレス化	文化政策課	
取組概要	市民ホール施設使用料については、市民ホール窓口での現金払いが銀行振込となっているが、利用者からは、使用料が高額であること、あまり現金を持ち歩かないこと、銀行まで出向いて振り込みをするのが不便であることなどから、クレジットカード決済やバーコード決済等のキャッシュレスによる使用料納付を要望する声が多い。このため、市民ホール施設使用料のキャッシュレス化を目指し、利用者の利便性の向上を図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	年間施設使用料に占める キャッシュレス決済の利用割合	50% [令和4年度]	90%

No.	取組名	担当課	
4	生涯学習センター施設使用料の支払い日の見直し	生涯学習課	
取組概要	生涯学習センターは、ホール以外の施設使用料の支払いを、使用日の1週間前までとしている。コロナ禍においては、施設の利用について直前まで決定できないとの利用者の声があることから、これに対応し支払い期限を使用直前まで可能とすることで、利用者の利便性の向上を図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	使用日の1週間前以降の支払者割合	10% [令和4年度]	25%

No.	取組名	担当課
5	図書館ネットワーク等運営の見直しによる利便性の向上	図書館
取組概要	令和7年度に実施する図書館システムの更新に向けて、現システムの運用状況について、ネットワーク施設等の職員との打ち合わせやヒアリングを行い、利用者の利便性の向上を図る。	
目標	指標	基準値
	インターネットでの予約サービス利用件数	83,000件 [令和4年度]
		目標値
		108,000件

No.	取組名	担当課
6	中央図書館の管理運営体制の見直し	図書館
取組概要	令和2年10月開館の小田原駅東口図書館が、指定管理者制度の導入により利用者サービスに一定の効果を得ていることを踏まえ、今後の図書館の在り方を検討する中で、改めて中央図書館の機能整理を行い、それに相応しい管理運営体制について見直しを行う。	
目標	指標	基準値
	中央図書館の来館者数	164,500人 [令和4年度]
		目標値
		172,700人

No.	取組名	担当課
7	ごみの分別ガイドの多言語化	環境政策課
取組概要	ごみの分別ガイドについては、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、ポルトガル語の5種の多言語化をしているが、在住外国人が多様化していることから、現状に即した言語によるごみの分別方法の周知を図る。また、ウェブ上の翻訳機能を利用して、分別方法を周知するためのホームページについても見直しを行う。	
目標	指標	基準値
	対応言語数	5か国語 [令和4年度]
		目標値
		10か国語

No.	取組名	担当課
8	指定ごみ袋発注方法のデジタル化	環境政策課
取組概要	販売店が指定ごみ袋を市に発注する際の発注方法は、FAXのみとなっている。FAX機の不調や停電時にFAXが届かないなどのトラブルを回避するほか、販売店の負担を軽減するため、インターネットからの発注も可能とする方策を実施する。	
目標	指標	基準値
	インターネット経由の発注割合	— [令和4年度]
		目標値
		50%

No.	取組名	担当課
9	野猿等対策事業に係るH群全頭捕獲の更なる連携の推進	環境保護課
取組概要	H群の全頭捕獲に向けて、神奈川県鳥獣被害対策支援センターに技術支援を仰ぎながら、小田原市鳥獣被害防止対策協議会と協働し、囲い檻やサル用檻、監視システム等の設置を実施していく。市街地に出没するハナレザルについては、出没地にワナを設置するなど、捕獲を行っていく。 ※H群・・・市内片浦地区を中心に生息するニホンザルの群れのこと。	
目標	指標	基準値
	サルの捕獲数	0頭 [令和4年度]
		目標値
		12頭

No.	取組名	担当課	
10	ふれあい収集(戸別収集)の拡大の検討	環境事業センター	
取組概要	小田原市古紙リサイクル事業組合が、自治会と協力して、紙布類について、ふれあい収集(戸別収集)を実施している。今後、更なる高齢化が進展する中、ごみ集積場まで持っていきことができない排出困難者の増加が想定されるため、紙布類以外の燃せるごみ等についてもふれあい収集の検討・試行を実施し、それを踏まえて本実施する。		
目標	指標	基準値	目標値
	実施件数	0件 [令和4年度]	600件

No.	取組名	担当課	
11	国民健康保険の医療費通知再発行に係る電子申請の導入	保険課	
取組概要	国民健康保険事業に係る事務は複雑・多岐にわたるため、簡易な申請である当該通知再発行申請について電子申請も可能とする。		
目標	指標	基準値	目標値
	電子申請率	— [令和4年度]	70%

No.	取組名	担当課	
12	屋外広告物規制図のデジタル化	まちづくり交通課	
取組概要	現在、屋外広告物条例規制図は窓口閲覧のみであり、事業者等からの問い合わせは、1件ごとに職員が調査し回答しているため、地理情報システム Navi-O の都市計画図に、屋外広告物条例規制図情報を追加し、行政サービスの向上及び事務負担の軽減を図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	問い合わせ件数	150件 [令和4年度]	75件

No.	取組名	担当課	
13	建築に関する各種規定等情報の提供に係るサービスの向上	建築指導課	
取組概要	建築に関する規定や必要な手続きについては、市ホームページに掲載しているが、市民等からの問い合わせに対してより効果的に案内するため、該当内容のホームページ上の説明画面が直ちに见られるQRコード一覧を用意し、サービス向上を図る。		
目標	指標	基準値	目標値
	当該ホームページのアクセス数	80/月 [令和4年度]	250/月

No.	取組名	担当課	
14	魅力ある公園づくり	みどり公園課	
取組概要	既存の街区公園の中には、広さや立地に恵まれているものの、遊具や設備の老朽化などにより十分に利用されていない公園もあることから、これらについて、誰もが利用しやすくなるような魅力ある公園とするため順次再整備を行う。		
目標	指標	基準値	目標値
	再整備公園数	— [令和4年度]	5公園

No.	取組名	担当課	
15	放課後児童クラブ運営の充実	教育総務課	
取組概要	放課後児童クラブ負担金の支払いについて、ペイジーやコンビニ収納システムを導入し、負担金をより支払いやすい環境にする。また、放課後児童クラブでの生活をより充実させるため、市民活動団体や子ども教室と連携し、日常のプログラムの充実を図る。さらには、放課後児童クラブの委託について、地域の特色を生かしたクラブ運営を図るため、事業に参入できる市内事業者を育成する。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	クラブ入所者数	1,744 人 [令和4年度]	1,851 人

No.	取組名	担当課	
16	小中学校就学支援事業等における電子申請の導入	教育指導課	
取組概要	申請者の利便性の向上と事務負担の軽減を図るため、特別支援教育就学奨励費支給申請について電子申請を導入する。		
目 標	指 標	基 準 値	目 標 値
	電子申請率	— [令和4年度]	70%

### 視点3 持続可能な財政基盤の確立

#### (1) 歳入確保の取組

将来にわたって安定的に行政サービスを提供し続けるため、新たな歳入確保策を検討します。

##### 【量の改革】

No.	取組名	担当課	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	企業版ふるさと納税の積極的な活用に向けた支援サービスの導入	企画政策課	33,810	R5
2	広告収入の拡大	企画政策課 生涯学習課	1,212	R6
3	ふるさと納税(個人版)の積極的な活用	企画政策課	1,434,300	R5
4	ふるさと納税を活用したクラウドファンディングの実施	企画政策課	2,500	R5
5	市営住宅使用料の滞納整理業務の強化	建築課	5,880	R6
6	緊急消防援助隊登録車両更新に係る補助金の有効活用	警防計画課	9,800	R9
5年間の財政効果額累計(目標値)			1,487,502	千円

#### (2) 歳出の取組

将来にわたって安定的に行政サービスを提供し続けるため、歳出全般の効率化を図ります。

##### 【量の改革】

No.	取組名	担当課	財政効果額 (千円)	実施 年度
1	庁内会議等におけるペーパーレス化の推進	企画政策課	12,600	R5
2	議案書等のペーパーレス化	総務課 財政課	9,865	R5
3	防災服の見直し	防災対策課	1,070	R5
4	図書館学習イベント開催事業の見直し	図書館	2,085	R5
5	給食調理業務の委託化	学校安全課	9,816	R6
6	片浦中学校統合に伴う通学費補助金の廃止	教育指導課	600	R6
7	議会資料のペーパーレス化の推進に伴う用紙等経費の削減	議会総務課	11,206	R5
5年間の財政効果額累計(目標値)			47,242	千円

## 4 計画期間内の調整案件一覧

計画期間内での実施に向け、調整していく取組の一覧になります。ここに掲載している取組については、市民や関係団体との調整や内部での整理等を行い、今後の調整により具体的な方向性が決定するものであることから、財政効果額や目標値等は示していません。

視点1 効率的・効果的な行財政運営		32 項目
量の改革		17 項目
1	自立・更生保護活動支援団体の自立化促進に係る検討	
2	自立・更生保護活動支援事業の啓発イベント実施主体の見直しに係る検討	
3	広域証明発行サービス事業の廃止	
4	非常時情報通信システムの見直し	
5	耐震シェルター等設置費補助金の廃止	
6	街頭消火器の更なる削減に向けた見直し	
7	職人育成研修等推進事業の見直し	
8	視聴覚ライブラリー事業の見直し	
9	畜犬登録・狂犬病予防注射事業に係る集合注射の段階的廃止	
10	生きがいふれあいフェスティバル開催方法の見直し	
11	指導者派遣事業委託料の見直し	
12	地区健全育成組織支援事業の見直し	
13	若年者雇用支援事業 ジョブシャドウ(高校生の職業体験)の見直し	
14	小田原市幼年防火委員会事業の見直し	
15	小田原・あしがら防火安全協会事業の見直し	
16	市立幼稚園の在り方を見直し	
17	市政研究会の廃止(議員懇話会へ統合)	
質の改革		15 項目
18	生涯現役推進事業の在り方の検討	
19	地域コミュニティ組織との協働によるまちづくり	
20	市美術展の効率的な会期の見直し	
21	生涯学習センターけやきの器具使用料の見直し	
22	災害時医療救護体制整備事業の見直し	
23	子育て支援フェスティバル開催事業の見直し	
24	児童プラザ管理運営事業の見直し	
25	小田原ブランド推進事業の見直し	
26	企業市民まちづくり協議会の運営の見直し	
27	中河原ふれあい広場の利活用の見直し	
28	小田原みなとまつり開催事業の見直し	
29	釣り船交流体験事業の検討	
30	持続可能な消防団体制の構築	
31	消防団施設の再整備	
32	郷土学習推進事業(尊徳学習・環境学習)の見直し	
視点2 行政サービスの質の向上		11 項目
量の改革		3 項目
1	公民連携による歴史的建造物の民間活用 (旧内野醤油店、清閑亭、豊島邸)	
2	地場産業等トータルプロデュース講座の見直し	
3	小田原地下街管理運営事業の見直し	

質の改革		8 項目
4	オンライン相談等の実施	
5	地球市民フェスタの見直し	
6	道路・河川等の維持管理に係る公民連携方策の検討	
7	市立病院の窓口手続き等に係るデジタル化・スマート化の推進	
8	消防団運営事務の見直し	
9	通学路の安全対策に係る見守りシステム導入の検討	
10	学校給食栄養管理業務の効率化	
11	農業委員会運営事務の効率化	
視点3 持続可能な財政基盤の確立		20 項目
量の改革		17 項目
1	使用料・手数料の見直し	
2	公共施設の駐車場有料化の検討	
3	民間のノウハウを生かした市有財産の有効活用	
4	ネーミングライツの検討	
5	市民集会施設の見直し	
6	尊徳記念館の開館日の見直し	
7	郷土文化館及び松永記念館の開館日の見直し	
8	障がい者施設等通所者交通費助成事業に係る助成金額の見直し	
9	高齢者筋力向上トレーニングと高齢者体操教室開催事業等の見直し	
10	小田原市休日・夜間急患診療所運営費負担金の適正化	
11	なりわい交流館管理運営事業の見直し	
12	海水浴場管理運営事業の見直し	
13	水産市場用駐車場用地借り上げ料の見直し	
14	消防指令システムと消防救急デジタル無線の更新時期の見直し	
15	井戸水使用世帯に係る下水道使用料の賦課の適正化	
16	議会ホームページ広告収入の拡大	
17	本会議及び委員会の出席者の効率化を図ることによる人件費の削減	
質の改革		3 項目
18	生活保護費返還金等債権の適正管理	
19	生活保護費返還金等に係る収納事務の効率化	
20	(仮称)新しい学校づくり基金の造成	
		計 63 項目



## 第3章 受益者負担の在り方に関する基本方針

市が提供するサービスは、市民に納めていただいた税金で賄うのが原則ですが、全て税金で賄うとサービスを受ける市民（受益者）と受けない市民との不公平が生じることから、特定の受益者がいる場合は一定の負担を求める必要があります。

そのためには、市民に市が提供するサービスについて費用がどの程度かかるかを明らかにするとともにその実態を広く理解してもらうことが必須であり、その結果がサービスの維持につながります。

これらの考え方を明確に示し、持続可能な行財政運営を行っていくために、平成30年（2018年）4月に「受益者負担の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

この基本方針に基づき、使用料及び手数料の適正化に向け取組を行ってきましたが、新型コロナウイルス感染症等による市民や事業者等に与える影響を勘案し、第2次行政改革実行計画期間内における見直しは見送ることとしました。

今回、第3次行政改革実行計画を策定するに当たり、現計画の基本的な考え方は踏襲しますが、コロナ禍等の社会経済情勢の変化など時代に合わせた考え方を取り入れるとともに、より適正で柔軟な料金設定とするため、基本方針を改訂しました。

## 1 はじめに

サービスに対する市民のニーズが複雑化、多様化する一方、経済成長の鈍化により税収が減少する懸念がある厳しい財政状況において、効率的な税配分を行うために、施策の一層の選択と集中が求められています。

また、市民の側においても、納税者意識と税金の使途に対する関心が高まっており、それと同時に、一部の市民だけが利用する選択的なサービスに対しての受益者負担の関係に対する不公平感が生じることも考えられます。

そこで、受益者負担の適正化については、負担の公平性の観点から、利用しない市民も含め広く税金という形で負担する「公費負担」と、利用者が負担する「受益者(利用者)負担」の割合についての考え方を明確にし、市民の十分な理解を得ていくことが今後のサービスの維持に必要と考えます。

以上のことから、受益者負担の適正化を円滑に行うため、受益者負担の原則（公平性）、算定方法の明確化（透明性）、減額・免除基準の統一等を考慮し、市の関与の必要性に主眼を置いて基本的な方針を策定するものです。

## 2 受益者負担の適正化の基本的な考え方

本市の使用料・手数料については、地方自治法第225条及び第227条の規定に基づき、条例で額を定め、サービスの対価として利用者から徴収しています。

しかし、これらの料金設定については、長期にわたり料金の見直しが行われていないものや、社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化等に対応した料金設定となっていないものもあります。

このため、サービスの受益者である利用者と未利用者との負担の公平性を確保し、利用者がどこまで負担すべきか、税金でどこまで補うべきかについての基本的な考え方を整理し、統一的な基準を定めるとともに、今後は定期的に見直しを実施する必要があります。

この基本方針は、使用料や手数料を徴収し提供する本市のサービスについて、それに要する経費を的確に把握するとともに、一定の考え方に基づいて受益者負担額を算定することによって、負担する内容の透明性を高め、受益者である利用者と未利用者、双方の理解を得る料金設定とすることを目的に策定するものです。

なお、使用料と手数料は、行政サービスの対価という点では同じですが、使用料が施設の利用に対する対価であり、個人のし好による使用の観点が大いなのに対して、手数料は人的サービスの対価であり、特定の者に役務を提供する場合に地方公共団体に一定の費用が生じたことに対する実費負担の性格を持っているという違いがあります。また、手数料は法律等に基づくものや個別の施策との関連性が強い部分もあります。

このため、使用料と手数料を一括りとせず、それぞれの特性に合った取扱いを定めます。

～地方自治法抜粋～

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四⑦ 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条① 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

### 3 見直し対象とする使用料及び手数料

---

#### (1) 使用料

公の施設として設置に関する条例が定められている施設等のうち、使用料が設定されているものについては、全て見直しの対象とします。また、使用料に準ずる雑入等についても、その対象とします。

さらに、公の施設として設置に関する条例が定められている施設等で、現時点において使用料が徴収されていないものについても、経費が掛かっているため、施設等の利用者と未利用者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が必要と思われるものについては見直しの対象とし、指定管理者が運営している施設についても、見直しの対象とします。

#### (2) 手数料

地方自治法第227条の規定に基づき、小田原市手数料条例で定める特定の者のためにする事務について徴収する料金（印鑑登録証明手数料など）については、全て見直しの対象とします。

さらに、現時点においては、手数料の徴収を行っていないものについても、サービスの利用者と未利用者との負担の公平性を確保するという観点から、徴収が必要と思われるサービスについても見直しの対象とします。

#### (3) 対象外とする使用料及び手数料

- ・法令の規定により、料金または算定方法が定められているもの
- ・県内で統一料金などの申し合わせがされているもの
- ・原価算定方式によるコスト計算が適さないもの
- ・特別会計等、独立して経営管理を行っているもの

### 4 使用料及び手数料算定の基本方針

---

#### (1) 受益者負担の原則

使用料及び手数料は、サービスの利用者（受益者）と未利用者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであるため、利用者であれば一定の料金を負担することを原則とします。

##### ① 負担の公平

サービスの利用者と未利用者との負担の公平を図るため、受益の範囲においてそのサービスに要した経費を基本とした料金設定とします。

##### ② 負担均衡の原則

サービスの公共性の程度に基づいて、市が負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を考慮します。

#### (2) 算定方法の明確化

利用者や市民に分かりやすく説明できるよう、積算根拠を明確にした算定方法などを定め、透明性の確保に努めます。

#### (3) 定期的な見直し

社会経済情勢や市民の価値観、サービスの利用実態の変化等を勘案しながら、定期的に見直しを実施します。

## 5 原価算定の考え方

使用料及び手数料の算定に当たっては、その事務処理に要した人件費と物件費を対象に「原価」とし、その「原価」にサービスの必需性や公益性に基づき、市が負担する部分と利用者が負担する部分の割合を乗ずることで算定することとします。

### (1) 原価に算入する経費

利用者（受益者）が負担する経費として、原価に算入する経費の対象は、サービス提供や施設の維持管理等に要する「人件費」と「物件費」とします。

#### <原価に算入する経費>

対象とする経費			該当項目				
			使用料	手数料			
原価	人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員数に年間平均人件費（職員給与、職員手当、共済費等）を乗じた額		○	○		
	物件費	賃金	臨時職員賃金、社会保険料		○	○	
		需用費	消耗品費	施設運営又はサービス提供に係るもの		○	○
			燃料費	施設運営に係るもの		○	
			印刷製本費	施設運営又は当該サービスに係るもの		○	○
			光熱水費	施設運営に係るもの		○	
			修繕料	建物及び設備の修繕に係るもの		○	
		役務費	通信運搬費	施設運営に係るもの		○	
			手数料	施設運営・備品維持に係るもの		○	
			保険料	建物に係るもの		○	
		委託料	清掃、警備、機器保守点検等		○		
	使用料及び賃借料	機器リース等（電算システムに係るもの）		○	○		
	原材料費	施設運営等に係るもの		○			
	備品購入費	施設運営に係るもの		○			
	その他、受益者が負担すべきと考えられるサービスの提供や施設運営等に要する費用		○	○			

### (2) 原価に算入しない経費

#### <原価に算入しない経費>

原価に算入しない経費	理由
土地の取得に係る経費	土地は、時間の経過によって価値が減少しない資産であり、減価償却資産ではないため
施設の建設に係る費用（減価償却費を含む）	公の施設は「市民全体の財産」として誰もが利用でき、受益者となり得るものであるため
臨時的な対応に伴う経費	災害時対応など臨時的に提供するサービスに係る費用は、本来、提供するサービスとは目的が異なるものであるため
受益者が特定されている費用	施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は、講座等の利用者が負担するものであるため

(3)公費負担と受益者負担割合

①使用料

市の施設には、市民の生活基盤を支える公共公益の役割があることから、使用料収入のみによる管理運営ではなく、応分の市の負担は必要であると考えます。また、施設の性質は、公益性の高い施設や、民間も運営している市場性の高い施設など、提供するサービスの内容によって大きく異なります。このため、すべての施設を一律の受益者負担割合によって使用料を算定するのではなく、施設の利用形態や機能に着目しサービス内容について、「必需性」と、「公益性」の2つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定することを基本とします。

<性質別分類の考え方>

サービスの性質	分類	
サービスが必需的か選択的か	必需的サービス	日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供するもの
	選択的サービス	上記以外の、日常生活をより便利に快適にするために、個人の意思で選択的に利用するもの
サービスが公益的か私益的か	公益的サービス	民間では提供することが難しく、主として行政がサービスを提供するもの
	私益的サービス	民間でも同種・類似するサービスを提供しているもの

※公費負担と受益者負担割合については、よりきめ細かく対応するため、負担の割合を100%、75%、50%、25%、0%の5種類とします。

<性質別分類による標準的な受益者負担割合と施設例>

公益的サービス			
	【C】 50%	【B】 25%	【A】 0%
	観光施設・生涯施設等		道路・学校等
選択的サービス	【F】 75%	【E】 50%	【D】 25%
	スポーツ施設等	会議室・ホール等	
	【I】 100%	【H】 75%	【G】 50%
	トレーニング室 自転車駐車場等		斎場・幼稚園・市場等
私益的サービス			必需的サービス

## ②手数料

特定の利用者が利用するサービスのみについて設定していることから、受益者負担割合は100%を原則とします。ただし、市の重要な施策として実施するサービスや近隣市町と整合性を取る必要があるサービスについては、この原則から大きく逸脱することなく、かつ、市民の理解が得られる範囲で受益者負担額を設定します。

## 6 使用料の算定方法

使用料の算定は、次のとおりとし、算定に用いる人件費、物件費及び件数等の基礎的な数値は、社会経済情勢等を考慮しつつ、2年以上の複数年の平均とします。また、稼働率の低い施設は利用者負担が過大となり、利用率の低下を招く可能性があることから、「稼働率の向上効果も含めた使用料収入増」、「コストカットによる歳出削減」「利用時間等を制限するなどのサービスカットによる歳出削減」の視点を含めて見直しを行うこととします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別負担割合（受益者負担割合 A B C D E F G H I）}$$

## (1) 1室(区画)当たりの原価から使用料を算定する場合(一定区画利用の場合)

会議室等の使用では、一定の区画を貸し出しすることとなるため、面積・時間単位で設定することが適当な施設として、原価（人件費+物件費）を施設面積及び年間利用時間で除して算出することとします。

【例】会議室・研修室・駐車場等

- ① 1㎡の年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 施設面積  
※施設面積 = 延べ床面積
- ② 1㎡の時間原価 = 上記① ÷ 年間利用時間  
※年間利用時間 = 開館日数 × 1日当たり利用時間 × 稼働率
- ③ 1室当たりの原価 = 上記② × 貸出面積 × 貸出時間
- ④ 1室当たりの使用料 = 上記③ × 性質別負担割合（受益者割合）

## (2) 利用者1人当たりの原価から使用料を算定する場合(個人利用の場合)

体育館等不特定多数の個人が同時に利用する施設では、1人当たりで設定することが適当な施設として、原価を年間利用者で除して算出することとします。

【例】体育館

- ① 1人当たりの原価 = 施設全体の原価 ÷ 年間利用者数
- ② 1人当たりの使用料 = 上記① × 性質別負担割合（受益者割合）

## (3) 貸出単位

1室当たりの空間に対する使用料を算出する場合、「年間利用時間」を単位として算出することから、施設の貸出単位は、午前・午後・夜間・全日などの区分貸出は行わず、原則、1時間単位で設定することとします。ただし、演劇ホールや野球場など複数時間単位で貸し出すことで利用者の利便性が向上する場合は、複数時間単位の設定も可能とします。

この場合の使用料は、1時間当たりの使用料基本単価に貸し出し時間を乗じた金額を設定することを基本とし、また、利用時間帯による使用料等の格差は、それぞれの施設（サービス）において設定できるものとします。

#### (4)付帯設備の取扱い

施設などに元々備わっている付帯設備（空調、給排水等）の利用については、施設使用料に含めることとしますが、夜間照明設備や特殊音響設備のように施設の利用に付加価値を付ける設備の使用料については、施設使用料と区分し、実費相当分を使用料として設定します。

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \text{ 付帯設備の原価} &= \text{付帯設備の維持管理費} \\ \textcircled{2} \text{ 付帯設備の使用料（1回当たり）} &= \text{上記}\textcircled{1} \div \text{年間利用回数} \end{aligned}$$

#### (5)備品などの使用料について

ホールに設置されたピアノや会議室等で使用するプロジェクターなどについては、施設の利用とは別に利用者の意思により利用されます。そのため、これらの備品については、減価償却を考慮し、施設使用料とは別に使用料を定めます。

$$\text{備品使用料} = \text{備品購入費} \div \text{耐用年数} \div \text{年間利用回数}$$

## 7 手数料の算定方法

手数料の算定は、原則として次のとおりとします。なお、算定に用いる人件費、物件費及び件数等の基礎的な数値は、社会経済情勢等を考慮しつつ、2年以上の複数年の平均とします。

$$\text{手数料} = \text{原価}$$

### (1)原価の算定方法

- ① 1分当たりの人件費単価 = 1人当たりの年間平均の人件費  $\div$  2,000時間  $\div$  60分
  - ・一般行政職：〇〇円、技能労務職：〇〇円
  - ・一般行政職（再任用）：〇〇円、技能労務職（再任用）：〇〇円
- ② 処理時間（分）
 

手数料を徴収する事務ごとに、それぞれ1件当たりの標準的な処理時間を設定します。なお、証明書交付等の事務処理における標準的な処理時間は、算定に用いた期間の状況を踏まえ、1件当たり“〇分”と設定します。ただし、個別に標準的な処理時間を設定できる証明書交付等の事務処理については、この限りではありません。
- ③ 1件当たりの原価 = 上記①  $\times$  上記② + 年間物件費  $\div$  年間処理件数

※勤務時間：2,000時間  $\div$  1日7時間45分  $\times$  260日（5日 $\times$ 52週）

## 8 使用料及び手数料算定にあたり考慮すべき事項

### (1) 各公共施設等の状況について

基本方針に基づき使用料及び手数料を算出した結果、周辺自治体の類似施設より著しく高額となり、公共施設の利用率の低下を招くおそれがある場合や、現行使用料より著しく低額となることで民間企業の営利事業を圧迫する場合は、適正な使用料となるよう調整できることとします。

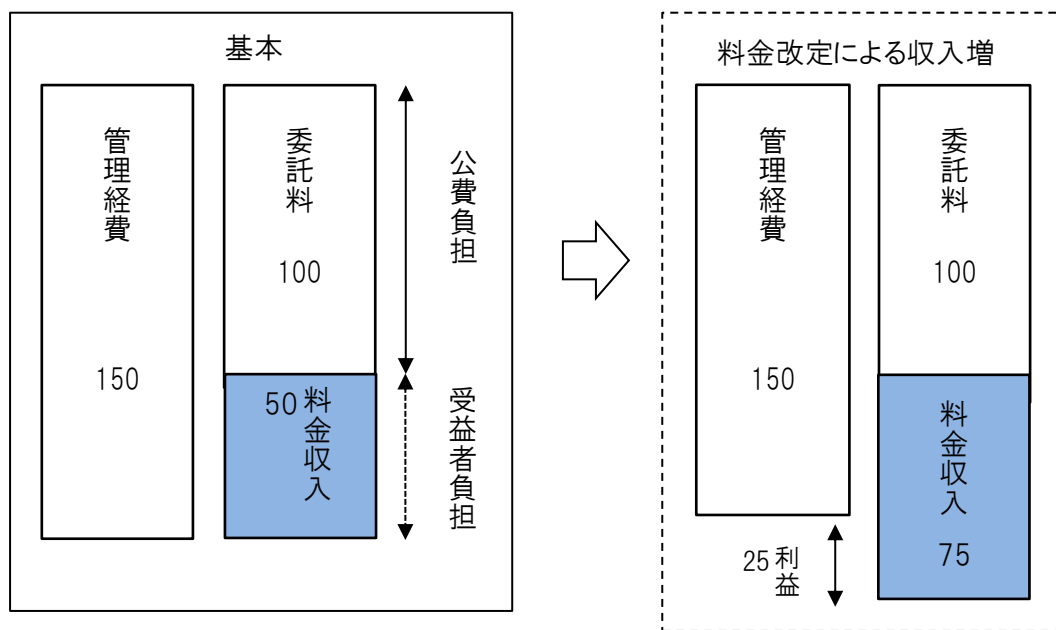
また、施設の特性や利用者のニーズ等を鑑み、曜日や時間帯別の需要の多寡等により、柔軟な料金設定ができるようにします。

### (2) 指定管理者制度の利用料金制を導入している施設の場合

指定管理者制度を導入して利用料金制を採用している施設の使用料の改定は、指定管理者の収益に影響するため、指定管理料については、施設の管理・運営に必要なと想定される経費総額を積算し、利用料金収入を勘案したうえで適切な設定とし、指定期間であっても、指定管理者と料金変更の時期について協議するものとします。

また、指定管理者のインセンティブを高め、サービスの質や量が向上すると利用の増加につながるよう考慮するものとします。

<指定管理者制度の利用料金制を導入している施設の料金改定のイメージ>



### (3) 激変緩和措置

基本方針に基づき使用料及び手数料の算出をした結果、従来の使用料等と比べ、急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合が考えられます。そのため、激変緩和措置として、一定の幅の値上げに収めるように使用料等を設定することとします。

現行料金より著しく高額となる場合は、現行料金の概ね 1.5 倍程度を改定上限として、定期的に検証することで段階的に改定できることとします。

### (4) 減額・免除について

使用料及び手数料の減額・免除については、経済的・社会的弱者の支援や団体の活動促進等のために、政策的な特例措置として減額や免除を実施してきたところです。

その結果、スポーツや文化、生涯学習の振興及び推進に一定の成果を果たしてきました。しかし、その半面、施設においては、利用団体のほとんどが減免団体となっている状況や利用者の固定化を招いています。



また、本来負担すべき料金を利用者が負担しないことは、利用者間の不公平につながることや、公共施設を継続的に運営していくという経営的な観点からすると、減額や免除される金額を一般の利用料金に転嫁して、差額分を補うことが必要となり、利用者間の不公平の拡大につながることも考えられます。

以上を踏まえると、施設の使用の対価として定めた使用料の意義を保つ上から、また、市民全体の公平性を維持していく上からも、減免基準を明確にし、適切な運用をしていくため、基本的な考え方を定めます。

#### ①使用料の減額・免除の基準

現在の減額・免除制度は施設ごとに取扱いを定めて運用してきましたが、今後は公平性・公正性を確保するために、できるだけ共通の対応となるよう「基準の統一」を図ります。ただし、基準の統一が困難な施設については、「負担の公平性」、「施設の設置目的と利用者との関係」などを十分に考慮して、施設ごとに減額・免除の取扱いを定めることとします。

#### 減額・免除する場合の判断基準

- ・「市の主催」、「市の共催」など市の行政活動に関わる場合（「後援」は減免しない）
- ・国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供する場合
- ・災害その他緊急を要するやむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用する場合
- ・子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的が適切である場合

#### ア 団体が施設を利用する場合

次の場合、使用料を減額・免除することができることとします。

- (ア) 市が主催する事業に使用する場合、免除
- (イ) 市が共催する事業に使用する場合、使用料の2分の1を減額
- (ウ) 国又は地方公共団体が公用のため使用する場合、使用料の2分の1を減額
- (エ) 高齢者の生きがいづくり及び健康づくりに関する活動を推進するため、高齢者団体（60歳以上の占める割合が2分の1以上の団体）が利用する場合、免除または2分の1を減額
- (オ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内の児童福祉施設が、特定目的で使用する場合、免除または使用料の2分の1を減額

#### イ 個人が施設を利用する場合について

次の場合、使用料を免除することができることとします。

- (ア) 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する者及び介助者
- (イ) 65歳以上の方

#### ウ その他

- (ア) 既に当該サービスに対する補助等が行われている場合には、減免対象としない
- (イ) 減免基準については、条例、規則もしくは要綱で明確に定めること

#### エ 指定管理者制度導入施設での減額・免除の取扱い

指定管理者制度を導入して利用料金制を採用している施設のうち減額・免除規定のある施設の場合、減額・免除によって指定管理者の収入が少なくなれば、自主的な運営を

阻害することとなります。そもそも減額・免除規定は政策的な特例措置として実施するものであり、指定管理者制度が導入されているか否かにかかわるものではありません。

また、利用者の立場からすれば、施設の管理者が市であるか指定管理者であるかは直接的には関係なく、同様の取扱いをすることが適当と考えられます。従って、当該施設におけるそれぞれ施設所管課は、減額・免除による補てん分を考慮のうえ指定管理料を定め、指定管理料に減額・免除による補てん分も含めるものとして取り扱うものとします。ただし、指定管理者が独自の裁量で利用料金を設定した場合には、補てんの対象とはなりません。

## ②手数料の減額・免除の基準

手数料の減額・免除の基準は、それぞれ各種証明書等の用途に応じて個別に規定するものとします。減額・免除は受益者負担の原則（負担公平・負担均衡）の観点から政策的な特例措置であることを十分認識し、真にやむを得ないものに限定するものとします。

なお、減額の基準はありません。

### 免除する場合の基準

- ・国又は地方公共団体において、行政目的に必要な場合
- ・法令等で規定により免除することが定められている場合

## (5)使用料及び手数料の単位について

算定額については、市民の利便性や窓口での料金取扱事務の煩雑性を考慮し、端数処理はそれぞれ以下のとおりを原則とします。

### ア 使用料の単位

- (ア) 1,000 円未満の場合 50 円単位の金額とします。
- (イ) 1,000 円以上の場合 100 円単位の金額とします。

### イ 手数料の単位

- (ア) 100 円未満の場合 10 円単位の金額とします。
- (イ) 100 円以上 1,000 円未満の場合 50 円単位の金額とします。
- (ウ) 1,000 円以上 1 万円未満の場合 100 円単位の金額とします。
- (エ) 1 万円以上 10 万円未満の場合 1,000 円単位の金額とします。
- (オ) 10 万円以上の場合は上位 3 桁まで(上位 4 桁目を切捨て)の金額とします。

## (6)市民以外が利用する場合等の使用料の設定について

市が所有する公の施設は、施設の取得が公費により賄われていること、また、施設の大半はその維持管理費用に使用料収入等に加えて市民からの税金により賄われていることから、基本的には市民が優先してサービスの恩恵を受けるべきものです。このため、受益者負担の原則（負担公平・負担均衡）の観点から、営利を目的と認められる場合や市民以外の使用料の設定は、割増料金を設定することができるとこととします。

ア 営利を目的と認められる場合の使用料は規定の使用料に 25 を乗じた額の範囲内とし、個々の施設の実情を踏まえ設定することとします。

イ 市外利用者に対する使用料については、1.5 から 10 を乗じた額の範囲内とします。

### ウ 市内利用者と市外利用者等の区分について

市内利用者は、市内在住、在勤、在学のいずれかを満たす者を市内利用者とします。

市外利用者は、市内利用者以外の者とします。また、団体における市内利用者と市外利用者の区分については、市内利用者に該当する団体の構成員が過半数であることを判断基準とします。

(7) 定期的な見直し

使用料及び手数料については、市民ニーズや施設の維持管理費用の変化、サービス内容及び公の施設の在り方等を勘案しながら、定期的に見直しを実施するものとします。見直しの時期については、利用者の混乱や事務手続き等の増加を避けることに配慮しつつ、社会経済情勢等を勘案して適切な時期に実施するものとします。

ただし、施設改修など大幅な施設の維持管理費用、提供面積、提供時間の変更が見込まれる場合には、変更時に見直しを実施するものとします。なお、使用料及び手数料の料金の算定は、原価を基本としたものであるため、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、継続的な経費縮減に努めながら、料金設定の適正化を図っていくものとします。

9 使用料・手数料の見直し方法(現在、使用料及び手数料を徴収しているサービス)

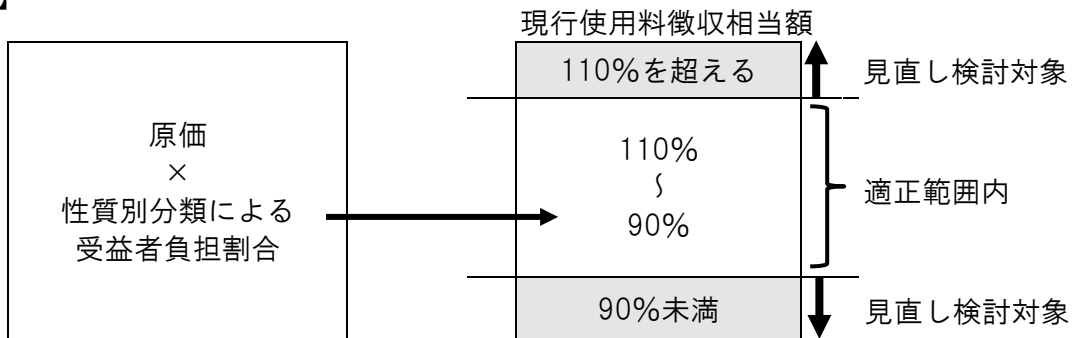
(1) 見直しを検討する使用料・手数料

① 使用料について

「現行の使用料徴収相当額<sup>※</sup>」と、「原価に性質別分類による受益者負担割合を乗じた額」を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている施設については、使用料の見直しを検討します。

また、原価及び使用料徴収相当額は、消費税及び地方消費税を含む額で算定します。

【例】

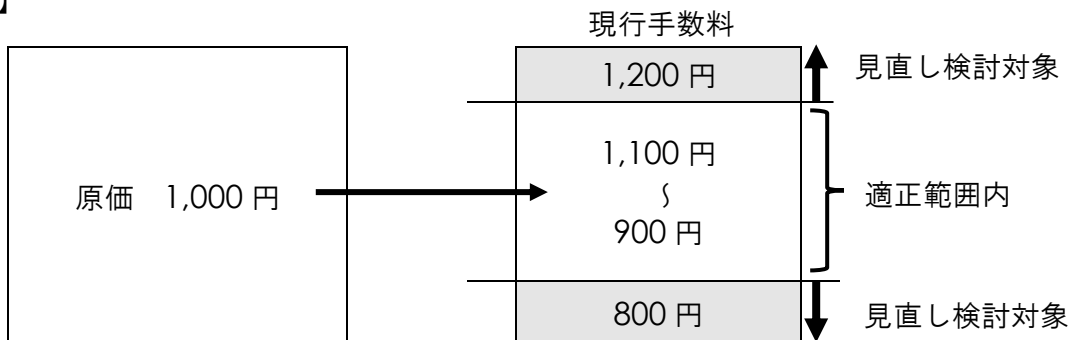


※使用料徴収相当額は、実際に使用料として徴収した額に、市が使用料を減額・免除した相当額を加算した額をいいます。

② 手数料について

現行の手数料と原価を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている場合は、手数料の見直しを検討します。手数料の原価については、消費税及び地方消費税を含む額で算定します。

【例】



## 10 消費税及び地方消費税の改正に係る使用料及び手数料への転嫁について

---

消費税率が改正された場合には、使用料及び手数料に転嫁することとします。

## 11 公共施設の駐車場について

---

公共施設の維持管理にかかる経費は、施設利用者から徴収した使用料が充てられますが、大部分は公費により賄われています。

また、今後、施設の老朽化に伴い、維持管理や更新などに要する経費の増嵩が見込まれます。

こうした中、本市では、施設の適正な維持管理や利用者の利便性向上を図るため、市立病院やわんぱくらんどなどで駐車場の有料化に取り組んできました。

こうした状況を踏まえ、施設の性質や施設周辺の状況、市民の利用実態などに一定の配慮をしつつ、自家用車の使用を抑制し、公共交通機関の利用を促進することによるゼロカーボンの推進や、目的外利用の抑制、自主財源の確保、市有財産の有効活用などの観点から、公共施設の駐車場有料化について検討を進めるものとします。



### 第3次小田原市行政改革実行計画

発行：令和5年（2023年）4月

編集：小田原市企画部企画政策課

住所 〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

電話 0465-33-1239

E-mail [kikaku@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:kikaku@city.odawara.kanagawa.jp)

## 地方税統一QRコードによる市税の電子納付について

### 1 概要

地方税法の改正により、令和5年（2023年）4月から納付書に印刷された「地方税統一QRコード」を活用し、地方税共通納税システム（eLTAX）を通じた市税の電子納付が可能となる。

### 2 対象税目

個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

### 3 「地方税統一QRコード」が印刷された納付書で可能な納付の方法

(1) eLTAX操作による電子納付（パソコン・スマートフォン）

ア 事前に登録した口座からのダイレクト納付

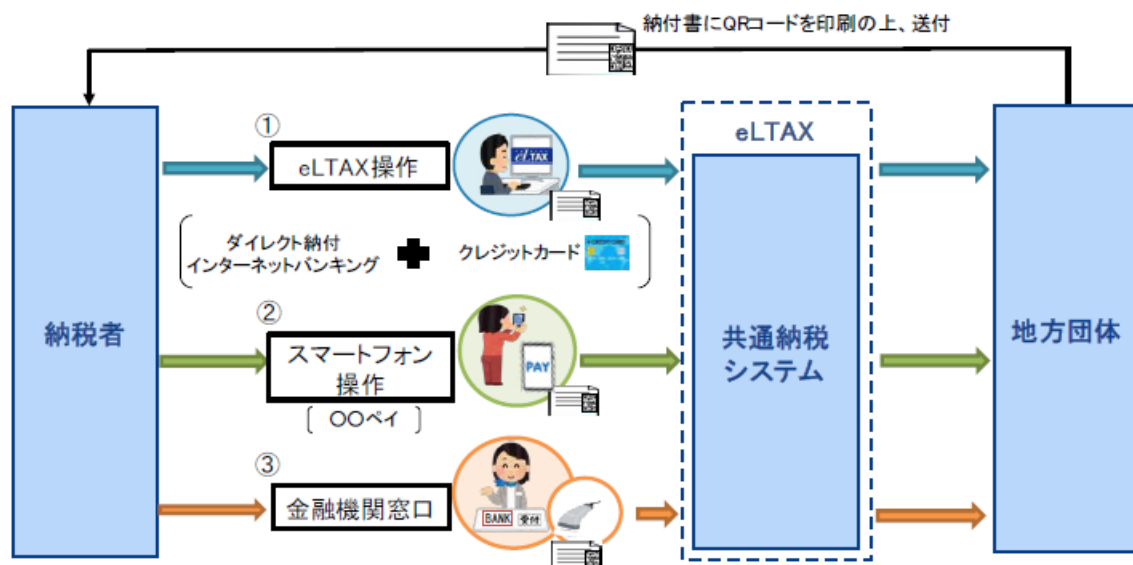
イ インターネットバンキング

ウ クレジットカード

(2) スマートフォン決済アプリによる納付

(3) 全国の「地方税統一QRコード取扱金融機関」での窓口納付

※ペイアプリ事業者及び地方税統一QRコード取扱金融機関は3月に公表予定



### 4 期待される効果

(1) 納付方法の拡大による納税者の利便性の向上

(2) 金融機関窓口における納付受付後の事務処理の軽減

(3) 収納情報が紙ベースから電子データに移行することによる市の事務処理の軽減

